

葛卷町過疎地域持続的発展計画

【令和 3 年度～ 7 年度】

(第 2 次変更)

令和 6 年 3 月

岩 手 県 葛 卷 町

葛巻町過疎地域持続的発展計画 目次

I	基本的な事項	3
1	葛巻町の概況	3
(1)	葛巻町の諸条件	3
(2)	過疎の状況	4
(3)	社会経済的発展の方向	6
2	人口及び産業の推移と動向	7
(1)	人口の推移と動向	7
(2)	産業の推移と動向	9
3	行財政の状況	13
(1)	行財政の現状と動向	13
(2)	施設整備水準の現状と動向	14
4	地域の持続的発展の基本方針	15
(1)	町の目指すべき将来像	15
(2)	まちの基本目標	15
(3)	基本的施策	16
5	地域の持続的発展のための基本目標	17
6	計画の達成状況の評価に関する事項	18
7	計画期間	18
8	公共施設等総合管理計画との整合	18
II	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	20
1	移住・定住の促進	20
2	地域間交流の促進	22
3	人材育成	23
4	計 画	24
5	公共施設等総合管理計画との整合	24
III	産業の振興	25
1	農林業の振興	25
2	農林産物加工の振興	28
3	商工観光の振興	29
4	起業支援と雇用の確保	32
5	計 画	34
6	公共施設等総合管理計画との整合	36
7	産業振興促進事項	36
IV	地域における情報化	37
1	地域における情報化	37
2	計 画	38
3	公共施設等総合管理計画との整合	38
V	交通施設の整備、交通手段の確保	39
1	道路交通網の整備	39
2	生活交通対策の推進	40
3	計 画	41
4	公共施設等総合管理計画との整合	42

VI	生活環境の整備	43
1	住環境の整備	43
2	水道施設の整備	44
3	生活排水施設の整備	45
4	環境衛生の充実	46
5	安全の確保	47
6	計 画	49
7	公共施設等総合管理計画との整合	50
VII	子育ての環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	51
1	子育て環境の確保	51
2	高齢者福祉の向上	53
3	その他福祉の向上	54
4	健康づくりの推進	55
5	計 画	57
6	公共施設等総合管理計画との整合	58
VIII	医療の確保	59
1	医療の確保	59
2	計 画	60
3	公共施設等総合管理計画との整合	61
IX	教育の振興	62
1	小中学校教育の充実	62
2	高等学校教育の充実	63
3	生涯学習の推進	64
4	生涯スポーツの推進	65
5	計 画	66
6	公共施設等総合管理計画との整合	67
X	集落の整備	68
1	集落の活性化	68
2	協創のまちづくり	69
3	計 画	70
4	公共施設等総合管理計画との整合	70
XI	地域文化の振興等	71
1	地域文化の振興	71
XII	再生可能エネルギーの利用促進	72
1	再生可能エネルギーの推進	72
2	計 画	73

I 基本的な事項

1 葛巻町の概況

(1) 葛巻町の諸条件

① 自然的条件

本町は、岩手県の北東部に位置し、周囲は 1,000m 級の山々に囲まれた山間地帯で、北に九戸村、久慈市、東に岩泉町、西に一戸町、岩手町、南を盛岡市と接し、盛岡市から国道 281 号を経て 69km、青森県八戸市へ国道 340 号で 65km の地点にある。

町の総面積は 434.96 ㎢と広大で、東西に 27.2km、南北に 31.3km の町域を有している。全体の約 85%が森林で占められ標高は高く面積のほとんどが 400m以上で、急峻な山岳と溪谷、そしてなだらかな高原が織りなす変化に富む地形を示している。

町を南北に流れる馬淵川は、袖山高原にその源を発して、青森県八戸市で太平洋に注いでおり、馬淵川とその支流沿いに耕地が開け集落を形成、山の斜面は森林として利用され、頂上部の高原は牧場として活用されている。

また、白樺とツツジの景勝地である久慈平庭県立自然公園をはじめ、土谷川、袖山、上外川等の高原は循環道路で結ばれており、素晴らしい自然景観となっている。

② 歴史的条件

本町の起源は明らかではないが、町の南部に位置する泥這遺跡から約 1 万 3 千年前の旧石器時代の住居跡や石斧が発掘されている。

また、縄文式土器が馬淵川とその支流にのぞむ丘陵地から確認されており、高度な縄文文化が開花していたことが想像され、中世には馬産地として知られた糠部郡南門に属し、鎌倉末期までは北条氏代官の横溝氏の領地であった。

中世期末期にはこの地方を葛巻氏が領有していたが、同氏は九戸戦争の功により岩手町一方井に移封し葛巻城は破却され南部氏の領有となった。その後、寛文 5 年南部藩から分藩した八戸南部氏の領有することとなり、明治に至る。明治の廃藩置県の後、幾多の変遷を経て昭和 30 年 7 月 15 日、岩手郡葛巻町、同江刈村、二戸郡田部村が合併し、岩手郡葛巻町として現在に至っている。

この地方は、古くから牧が作られ牛馬の産地として知られ、江戸時代には南部藩の塩を運んだ野田街道の宿場町として栄えた。この輸送手段として牛が使われていたことから牛方稼業をすることも多く、当地を発祥とする南部牛追い唄には「江刈葛巻牛方の出どこ、いつも春出て秋もどる」と歌われている。

町の基幹産業である酪農は、明治 25 年にホルスタイン種が導入されて以来、幾多の試練を乗り越えながら改良増殖の努力が重ねられ、130 年程の輝かしい歴史を刻み東北一の酪農郷となっている。

③ 社会的・経済的条件

本町の交通網は、町を東西に横断する国道 281 号、南北に伸びる国道 340 号が町の中心部付近で交差して動脈となり、主要地方道一戸葛巻線及び葛巻日影線などで隣接市町村との交通ネットワークが形成され、これに町民の生活に密着した町道が縦横に連結している。

東北新幹線盛岡―八戸間が平成 14 年 12 月に開通し、いわて沼宮内駅が設置されたことにより首都圏等への交通のアクセスはさらに向上した。

本町の基幹産業は農林業であり、その振興を図ることは地域産業の育成の面でも重要であるが、農林業を取り巻く環境は、環太平洋経済連携協定（T P P）、日 E U 経済連携協定（E P A）及び日米貿易協定の発効により輸入農畜産物の関税が引き下げられ、さらには、新型コロナウイルスの感染拡大による消費低迷など厳しい状況にあり、就業者の減少や高齢化などの課題も抱えている。

(2) 過疎の状況

① 人口等の動向

本町の人口は、平成 27 年国勢調査では 6,344 人となっており、昭和 35 年の 15,964 人をピークに年々減少し続け、ピーク時と比較すると約 60% 減少している。また、平成 27 年の高齢者比率（65 歳以上）は 42.5%、若年者比率（15 歳～29 歳）は 7.4% となっており、大幅な人口減少に加え、少子高齢化が急速に進んでいる。

過疎の要因は数多くあるが、第 1 に本町の経済的包容力が総体的に低く人口流出に歯止めをかけるだけの基盤がなかったこと、第 2 に道路交通網の立ち後れ、特に四方を山々に囲まれた閉鎖的な地理的条件と環境衛生面の未整備など利便性において都市部との格差が大きく生活基盤に遅れがあったこと、第 3 に本町の基幹産業である農林業と他産業との所得格差が拡大したことで、農林業の後継者が激減し、特に林業従事者の高齢化が進み、労働力の減少につながったこと、第 4 に文化施設が不足しており、マスメディアによる情報化社会が進展したことで、文字や映像文化は都市と農村との隔たりがなくなったものの、都市の文化に接する機会や施設整備の不足が若者の都市志向を強めたこと、第 5 に公共投資において都市部が偏重されたことで国土の均衡ある発展が阻害され、特に高速交通体系の地域間格差などにより利便性の高い都市への人口移動を誘発したことなどが挙げられる。

総体的には、本町の産業構造が農林業をはじめとした第 1 次産業が中心であるため、町外に流出する労働力を吸収するだけの基盤がなかったことに起因すると考えられる。

② 過疎法等による対策

町では、昭和 56 年度に過疎地域の指定を受けて以来、過疎地域振興特別措置法（昭和 55 年法律第 19 号）、過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第 15 号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に基づき、それぞれ総合的な対策を計画的に実施してきた。

この間の過疎対策に係る実績は総額 569 億 8 千 8 百万円にも及び、これにより道路交通網や生産基盤の整備、さらに生活環境の整備が進み着実な成果を挙げてきた。

産業の振興では、乳製品加工施設・地域特産物加工施設の整備、生活環境の整備では農業集落排水事業・簡易水道統合整備事業、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、特別養護老

人ホームや地区ディサービスセンターの整備、葛巻病院の改築、教育文化の振興では、ふれあい交流センター、総合運動公園などの整備を行い、結果、地場産業の振興、都市との交流の促進や福祉の充実等が図られてきた。

特に平成2年度以降に行われた地域の農林産物に付加価値を高めて販売することを目的とした乳製品加工施設や地域特産物加工施設、さらに都市等との交流を推進するための拠点施設として整備されたふれあい交流センターは、これらを管理運営する第3セクターの積極的な事業推進により、地域経済への波及効果や雇用機会の創出、さらには様々な情報発信によって、町のイメージアップが図られるなど大きな効果を上げてきている。

また、平成10年度以降には風力発電施設をはじめとした再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組むとともに、平成20年度以降には地域情報通信基盤施設として光ファイバー網を全域に敷設し、都市部と遜色ない情報通信環境を整備するなど、地域の活性化につなげている。

表 過疎対策の実績

期 間	計画額 (当初)	実績額	達成率	備 考
昭和56年 ～ 平成元年度	11,638 百万円	8,256 百万円	70.9 %	過疎地域振興特別措置法 (昭和55年法律第19号)
平成2年度 ～ 平成11年度	19,477 百万円	19,169 百万円	98.4 %	過疎地域活性化特別措置法 (平成2年法律15号)
平成12年度 ～ 平成21年度	16,054 百万円	7,974 百万円	49.7 %	過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号)
平成22年度 ～ 令和2年度 (実績見込)	17,100 百万円	22,033 百万円	128.8 %	
合 計	64,269 百万円	57,432 百万円		

③ 現在の課題と今後の見通し

これまでの過疎対策では、大きく立ち後れていた道路交通網の整備、農林業を中心とした産業の振興、教育文化施設や生活環境の整備を中心に進めてきた結果、主要公共施設の整備水準は大きく進展し、町民福祉の向上に寄与している。特に、乳製品加工施設、地域特産物加工施設、総合運動公園や宿泊施設の整備により、都市との交流が図られ地域の活性化が進んできた。

しかしながら、人口の減少に歯止めがかからない状態が続いていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民の生活はもとより、雇用や経済に大きな影響が出ている。

一方、コロナ禍により、改めて地方への関心が高まり、都市から地方へ大きな人の流れが生まれようとしていることから、地方にいても都市と同じ仕事、同じ生活ができる環境を整備することにより、最重要課題である人口減少問題の解決及び、町の持続的な発展を進めていく必要がある。

(3) 社会経済的発展の方向

① 産業構造の変化

町では、基幹産業である酪農と林業を中心とした農林業の振興を図ってきたが、第2次、第3次産業との生産力の格差あるいは農業の自由競争による淘汰現象、農業生産資材・飼料価格の高騰、木材価格の長期低迷や農林業就業者の高齢化等による第1次産業の不振が続き、農林業を取り巻く情勢は依然厳しい状況にあることから、第1次産業の就業人口比率は減少傾向にある。

また、生産拠点の海外移転、長引く不況・景気低迷の中、昭和35年以降増加傾向にあった第2次産業の就業人口比率は減少に転じている。

② 地域の経済的な立地特性

本町の経済交流は、主に県都盛岡市を中心に二戸市、久慈市、青森県八戸市であるが、地方交通ネットワークの東北新幹線及び東北自動車道から30km前後離れた山間地帯であるため立地条件に恵まれず、企業進出は困難な状況で、第2次、第3次産業部門の企業集積が少なく、盛岡市をはじめ隣接市町村への依存を深めている。

また、東北新幹線や東北自動車道の整備により首都圏までの時間は大幅に短縮されているが、盛岡市まで定期路線バスで1時間30分以上もかかるなど依然として道路交通網、公共交通機関に難があり、本町への産業振興への波及効果は極めて少ない状況にある。このような立地条件下にある本町にとって幹線道路網の整備は最優先課題であり、国道281号の改良整備や新たな道路網としての「北岩手北三陸横断道路」の整備促進が望まれている。

こうした中、本町の立地特性を生かした地域社会を形成させるためには生活と生産の場である緑地空間の高度利用を図る農林業生産基盤と、その関連施設の充実に努め、就労の場を増大させる地場産業の振興及び高付加価値化など農林業を核とし、商工業との連携と調和のとれたまちづくりが必要である。

③ 社会経済的発展の方向

昭和56年度に過疎地域の指定を受けて以来、過疎対策として産業の振興、交通通信体系、生活環境施設及び教育文化施設の整備を重点的に進めてきたところであるが人口の減少に歯止めがかからない状態が続いている。また、基幹産業である農林業を取り巻く環境も依然厳しい状況にあり、若年層の流出による、少子高齢化が進行している。

このような中で、町の持続的発展を図っていくには、自然と人間の共生を基本に、豊かな自然を守り育てながら、急速に進む少子高齢化や社会経済構造の変化、高度情報化、生活の価値観の多様化等を的確に捉え、町の基幹産業である農林業の新たな展開による収益性の向上と経営の安定化を図るとともに、商工業や観光産業など町が持っている様々な魅力・資源を活かし、元気ある産業の創出に努め、町民の所得の向上と雇用の場を創出していく必要がある。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和 35 年の 15,964 人をピークに減少に転じ、平成 27 年の国勢調査では約 60% 減の 6,344 人、この間の 5 年ごとの減少率は約 8.0% で、平成 22 年から平成 27 年までの減少率は 13.1% となっている。昭和 30 年以降、社会的な人口流出に端を発し、特に若年層の減少が顕著であったため出生率の低下を招き、総体的な人口減少の要因となっている。

年齢階層別人口では、0～14 歳の年少人口が平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間に 20.8%、15～29 歳までの若年人口が 28.4% とそれぞれ減少し、若年人口比率も 7.4% まで低下している。特に年少人口の減少が著しく、昭和 35 年の 6,962 人が平成 27 年には 509 人まで激減しており、これは、人口流出による結婚適齢期人口の減少や後継者不足、晩婚による少子化などが起因している。65 歳以上の高齢人口は、総体的な人口減少にもかかわらず年々大幅な増加傾向を示し、昭和 35 年の 859 人から平成 17 年には 2,827 人にまで増加したが、平成 22 年以降は減少に転じている。しかしながら、高齢者比率は年々増加しており、平成 27 年には 42.5% に達している。

葛巻町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる本町の将来人口は、令和 12 年には 4,803 人、令和 22 年には 4,027 人程度まで減少するものの、人口の減少度合いは徐々に縮小する見込みとなっている。

年齢階層別の構成比は、年少人口は微増傾向で令和 22 年には 12.8% 程度、若年人口は減少が続くが、横ばい傾向から令和 22 年には増加に転じ 10.0% 程度、高齢人口は令和 12 年に 47.8% 程度でピークとなったあとは減少に転じ、令和 22 年には 44.7% 程度になると見込まれる。

表1 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	15,964 人	— %	15,479 人	△ 3.0 %	14,135 人	△ 8.7 %	13,044 人	△ 7.7 %
0 歳 ～ 14 歳	6,962 人	— %	6,393 人	△ 8.2 %	5,007 人	△ 21.7 %	3,815 人	△ 23.8 %
15 歳 ～ 64 歳	8,143 人	— %	8,164 人	0.3 %	8,118 人	△ 0.6 %	8,030 人	△ 1.1 %
うち15歳～29歳(a)	3,207 人	— %	2,854 人	△ 11.0 %	2,608 人	△ 8.6 %	2,437 人	△ 6.6 %
65歳以上 (b)	859 人	— %	922 人	7.3 %	1,010 人	9.5 %	1,199 人	18.7 %
(a)/総数 若年者比率	20.1 %	—	18.4 %	—	18.5 %	—	18.7 %	—
(b)/総数 高齢者比率	5.4 %	—	6.0 %	—	7.1 %	—	9.2 %	—
区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	11,972 人	△ 8.2 %	11,231 人	△ 6.2 %	10,364 人	△ 7.7 %	9,536 人	△ 8.0 %
0 歳 ～ 14 歳	3,077 人	△ 19.3 %	2,556 人	△ 16.9 %	2,054 人	△ 19.6 %	1,595 人	△ 22.3 %
15 歳 ～ 64 歳	7,543 人	△ 6.1 %	7,155 人	△ 5.1 %	6,513 人	△ 9.0 %	5,729 人	△ 12.0 %
うち15歳～29歳(a)	2,076 人	△ 14.8 %	1,624 人	△ 21.8 %	1,291 人	△ 20.5 %	1,070 人	△ 17.1 %
65歳以上 (b)	1,352 人	12.8 %	1,520 人	12.4 %	1,797 人	18.2 %	2,212 人	23.1 %
(a)/総数 若年者比率	17.3 %	—	14.5 %	—	12.5 %	—	11.2 %	—
(b)/総数 高齢者比率	11.3 %	—	13.5 %	—	17.3 %	—	23.2 %	—
区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,725 人	△ 8.5 %	8,021 人	△ 8.1 %	7,304 人	△ 8.9 %	6,344 人	△ 13.1 %
0 歳 ～ 14 歳	1,156 人	△ 27.5 %	881 人	△ 23.8 %	643 人	△ 27.0 %	509 人	△ 20.8 %
15 歳 ～ 64 歳	4,983 人	△ 13.0 %	4,313 人	△ 13.4 %	3,837 人	△ 11.0 %	3,136 人	△ 18.3 %
うち15歳～29歳(a)	981 人	△ 8.3 %	788 人	△ 19.7 %	652 人	△ 17.3 %	467 人	△ 28.4 %
65歳以上 (b)	2,586 人	16.9 %	2,827 人	9.3 %	2,824 人	△ 0.1 %	2,697 人	△ 4.5 %
(a)/総数 若年者比率	11.2 %	—	9.8 %	—	8.9 %	—	7.4 %	—
(b)/総数 高齢者比率	29.6 %	—	35.2 %	—	38.7 %	—	42.5 %	—

表2 人口の見通し（葛巻町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）

区 分	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
総 数	7,304 人	6,340 人	5,748 人	5,255 人	4,803 人	4,390 人	4,027 人
0 歳 ～ 14 歳	643 人	562 人	511 人	528 人	507 人	522 人	517 人
15 歳 ～ 64 歳	3,837 人	3,128 人	2,617 人	2,238 人	1,999 人	1,827 人	1,709 人
うち15歳～29歳(a)	652 人	524 人	486 人	429 人	416 人	384 人	401 人
65歳以上 (b)	2,824 人	2,650 人	2,620 人	2,489 人	2,298 人	2,041 人	1,801 人
(a)/総数 若年者比率	8.9 %	8.3 %	8.5 %	8.2 %	8.7 %	8.7 %	10.0 %
(b)/総数 高齢者比率	38.7 %	41.8 %	45.6 %	47.4 %	47.8 %	46.5 %	44.7 %

(2) 産業の推移と動向

① 産業構造

本町の就業者数は、人口の推移に比例して減少しており、平成 27 年の国勢調査では 3,004 人で、平成 22 年との比較では 13.7%の減少となっている。産業別就業人口の割合は、第 1 次産業 28.5%、第 2 次産業 26.4%、第 3 次産業 45.2%で、第 1 次産業の割合が減少し、第 2 次産業、第 3 次産業へ就業人口割合がシフトしている。

町内総生産額は、平成 29 年の市町村民経済計算では総額 20,370 百万円で、第 1 次産業が 3,358 百万円（16.5%）、第 2 次産業 5,283 百万円（25.9%）、第 3 次産業 11,609 百万円（57.0%）となっており、第 1 次産業の就業人口が減少傾向にある一方、総生産額は増加傾向にある。

また、町民所得の分配の推移は、所得の分配が平成 22 年の 13,138 百万円から平成 29 年には 13,632 百万円、人口 1 人当たり分配所得が、平成 22 年の 1,799 千円から平成 29 年には 2,267 千円とそれぞれ増加傾向にあるものの、人口 1 人当たり分配所得の県平均に対する割合は 81.1%で、依然として所得格差は解消されていない状況にある。

表 3 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	7,606 人		6,849 人	△ 10.0 %	6,952 人	1.5 %	6,422 人	△ 7.6 %
第 1 次 産 業 就 業 人 口 （ 就 業 人 口 比 率 ）			4,686	- %	4,480	△ 4.4 %	3,707 人	△ 17.3 %
	75.8 %		68.4 %	△ 9.8 %	64.5 %	△ 5.7 %	57.7 %	△ 10.5 %
第 2 次 産 業 就 業 人 口 （ 就 業 人 口 比 率 ）			840	- %	1,157	37.7 %	1,232 人	6.5 %
	8.9 %		12.3 %	38.2 %	16.6 %	35.0 %	19.2 %	15.7 %
第 3 次 産 業 就 業 人 口 （ 就 業 人 口 比 率 ）			1,323	- %	1,315	△ 0.6 %	1,483 人	12.8 %
	15.3 %		19.3 %	26.1 %	18.9 %	△ 2.1 %	23.1 %	22.2 %
区 分	昭和55年		昭和60年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	5,978 人	△ 6.9 %	5,762 人	△ 3.6 %	5,432 人	△ 5.7 %	4,923 人	△ 9.4 %
第 1 次 産 業 就 業 人 口 （ 就 業 人 口 比 率 ）	2,772 人	△ 25.2 %	2,601 人	△ 6.2 %	2,144 人	△ 17.6 %	1,593 人	△ 25.7 %
	46.4 %	△ 19.6 %	45.1 %	△ 2.8 %	39.5 %	△ 12.4 %	32.4 %	△ 18.0 %
第 2 次 産 業 就 業 人 口 （ 就 業 人 口 比 率 ）	1,564 人	26.9 %	1,562 人	△ 0.1 %	1,646 人	5.4 %	1,551 人	△ 5.8 %
	26.1 %	35.9 %	27.1 %	3.8 %	30.3 %	11.8 %	31.5 %	4.0 %
第 3 次 産 業 就 業 人 口 （ 就 業 人 口 比 率 ）	1,642 人	10.7 %	1,599 人	△ 2.6 %	1,642 人	2.7 %	1,779 人	8.3 %
	27.5 %	19.0 %	27.8 %	1.1 %	30.2 %	8.6 %	36.1 %	19.5 %
区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,494 人	△ 8.7 %	3,893 人	△ 13.4 %	3,481 人	△ 10.6 %	3,004 人	△ 13.7 %
第 1 次 産 業 就 業 人 口 （ 就 業 人 口 比 率 ）	1,325 人	△ 16.8 %	1,178 人	△ 11.1 %	1,115 人	△ 5.3 %	855 人	△ 23.3 %
	29.5 %	△ 9.0 %	30.3 %	2.7 %	32.0 %	5.6 %	28.5 %	△ 10.9 %
第 2 次 産 業 就 業 人 口 （ 就 業 人 口 比 率 ）	1,461 人	△ 5.8 %	1,114 人	△ 23.8 %	875 人	△ 21.5 %	792 人	△ 9.5 %
	32.5 %	3.2 %	28.6 %	△ 12.0 %	25.2 %	△ 11.9 %	26.4 %	4.8 %
第 3 次 産 業 就 業 人 口 （ 就 業 人 口 比 率 ）	1,708 人	△ 4.0 %	1,601 人	△ 6.3 %	1,491 人	△ 6.9 %	1,357 人	△ 9.0 %
	38.0 %	5.3 %	41.1 %	8.2 %	42.8 %	4.1 %	45.2 %	5.6 %

表 4 町内総生産の推移（市町村民経済計算）

年 度	平成22年		平成27年		平成29年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 額	19,443 百万円	— %	21,755 百万円	11.9 %	20,370 百万円	△ 6.4 %
第 1 次 産 業	3,028 百万円	— %	3,205 百万円	5.8 %	3,358 百万円	4.8 %
第 2 次 産 業	4,184 百万円	— %	6,442 百万円	54.0 %	5,283 百万円	△ 18.0 %
第 3 次 産 業	12,125 百万円	— %	11,942 百万円	△ 1.5 %	11,609 百万円	△ 2.8 %
税 ・ 関 税 等	107 百万円	— %	166 百万円	55.1 %	120 百万円	△ 27.7 %

表 5 町民所得の分配の推移（市町村民経済計算）

年 度	平成22年		平成27年		平成29年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
所 得 の 分 配	13,138 百万円	— %	13,608 百万円	3.6 %	13,632 百万円	0.2 %
雇 用 者 報 酬	6,803 百万円	— %	6,659 百万円	△ 2.1 %	6,946 百万円	4.3 %
財 産 所 得	665 百万円	— %	639 百万円	△ 3.9 %	600 百万円	△ 6.1 %
企 業 所 得	5,669 百万円	— %	6,310 百万円	11.3 %	6,086 百万円	△ 3.5 %
人口1人当たり分配所得	1,799 千円	— %	2,145 千円	19.2 %	2,267 千円	5.7 %
県平均に対する割合	79.0 %	— %	80.4 %	1.8 %	81.8 %	1.7 %

② 各産業別の現況と今後の動向

ア 農 業

本町は、山間高冷地のため気候条件が厳しく稲作などの農業が不安定であることから、酪農を基幹とし、収益性の高い高冷地野菜、花き、肉用牛、特用林産物等を加えた複合経営の推進を図ってきたところ、農業経営の規模拡大と経営態様の分化が進み、地域の特色ある農業の確立機運が高まってきた。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、自由化競争による淘汰現象、農業生産資材・飼料価格の高騰、後継者不足や農業就業者の高齢化等厳しい状況にあることから、生産性、収益性の高い農業の確立、農業を担う若手後継者と新規就農者の確保育成、意欲ある担い手への農地集積と集約化等を促進し、魅力ある農業・農村を創造していく必要がある。

また、酪農については、地域の基幹産業として持続的に発展するとともに、農山村における新たな酪農経営のモデルとなり得るような 100 年先を見据えた「新葛巻型酪農構想」を平成 26 年度に策定し取組みを進めている。今後、さらにこの構想を基本に、効率的かつ合理的な酪農生産を推進していくものである。

イ 林 業

町の面積の約 85%を占める山林は、令和元年度岩手県林業の指標では、国有林面積 757ha、民有林面積 36,034ha となっており、民有林が全体の 98%を占めている。

近年の林業情勢は、東日本大震災津波の被害から再建された合板工場や県内各地での木質バイオマス発電施設の本格稼働、復興住宅などへの木材供給などにより、国産材の供給拡大が期待されている。また、新たに創設された森林環境税及び森林環境譲与税による森林整備の促進、さらには森林資源の適切な管理を図るための新たな森林管理システムの導入など、今後の林業振興の推進が期待される。

一方、木材の供給側では林業労働者の高齢化や担い手の減少、木材生産コストの増加などによる林業経営意欲の減退がみられるなど、依然として生産現場では厳しい状況が続いていることから、100年先の山林経営を見据えて、豊かな森林資源を保全するため、木材生産の循環システムを確立する必要がある。

ウ 工 業

本町の工業は、従来、木材加工業が中心であった昭和40年代前半から弱電メーカーや縫製関係の企業が進出しており、その後平成3年には乳製品加工場、平成4年には漬物工場が進出、更には第三セクターによる地域資源を活用した製品の製造・販売で業績を伸ばしているところである。

地理的に厳しい環境におかれている本町にとって、景気が低迷する中、事業所数は減少傾向にあり企業立地も困難な状況であるが、今般のコロナ禍による地方への関心の高まりや、町が整備した情報通信環境を活かし、県及び関係機関との連携を図りながら広域的な誘致活動に努めていく必要がある。

表6 製造業の推移（工業統計調査）

区 分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
事業所数	42 事業所	37 事業所	33 事業所	32 事業所	25 事業所
従業者数	432 人	492 人	480 人	552 人	515 人
製造品出荷額等	117,908 万円	246,929 万円	337,594 万円	338,081 万円	346,507 万円
1事業所当たり	2,807 万円	6,674 万円	10,230 万円	10,565 万円	13,860 万円
従業者1人当たり	273 万円	502 万円	703 万円	612 万円	673 万円
区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
事業所数	22 事業所	19 事業所	16 事業所	15 事業所	15 事業所
従業者数	411 人	308 人	285 人	275 人	253 人
製造品出荷額等	489,534 万円	630,632 万円	577,936 万円	801,940 万円	822,437 万円
1事業所当たり	22,252 万円	33,191 万円	36,121 万円	53,463 万円	54,829 万円
従業者1人当たり	1,191 万円	2,048 万円	2,028 万円	2,916 万円	3,251 万円

エ 商 業

本町の商業は、国道281号の市街地に商店街が形成されているほか、集落に散在する商店からなっており、平成26年度には商店数85店、従業員数289人で、平成16年度から商店数で60店、従業員数で149人の減となっており、第1次産業と同様に後継者不足と高齢化によるものとなっている。

また、商店街の核となる店舗の減少や駐車場不足などの利便性の問題、郊外の大型店舗の出店などにより顧客の集客力に欠けている状況にあることから、まちなか活性化協議会と連携を図りながら、賑わいのある商店街づくりを積極的に進めることが急務となっている。

そうした中、現在、新たな「まちづくり」の拠点として「行政」「交流」「防災」「商工・金融」「医療」の機能を集約した「新庁舎」のほか、林業のまちの新たなシンボルとして、町産材の木製屋根を持つ「新大橋」など、中心市街地における「まちづくり」の基盤を整備しているところであり、今後の中心市街地の賑わい創出が期待される。

表 7 業種別商業の推移（商業統計調査、経済センサス活動調査）

区 分	昭和57年	昭和60年	昭和63年	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年
商 店 数	235 店	199 店	202 店	186 店	175 店	165 店
従 業 員 数	533 人	471 人	495 人	482 人	471 人	460 人
年間販売額等	678,873 万円	660,912 万円	660,877 万円	674,758 万円	1,334,267 万円	770,189 万円
区 分	平成12年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年
商 店 数	161 店	145 店	145 店	124 店	105 店	85 店
従 業 員 数	443 人	431 人	438 人	369 人	339 人	289 人
年間販売額等	825,895 万円	474,030 万円	512,679 万円	551,717 万円	441,300 万円	514,800 万円

オ 観 光

本町の観光資源は、グリーンツーリズムの活動拠点として、酪農体験や乳製品の製造工程の見学、動物とのふれあい体験、手作りアイスクリーム体験などができる「くずまき高原牧場」のほか、久慈平庭県立自然公園内に整備されたエコパーク平庭高原の体験交流施設「森のこだま館」、馬淵川の源流、さらに県内最大規模を誇る風力発電施設等、地域の自然を中心とした地域資源を活かした体験型観光が注目され、年間約 50 万人が町を訪れている。

また、平成 29 年度に設立した「くずまき観光地域づくり協議会」を中心に、人材育成や新たな観光・特産品の開発、若者・高校生による情報発信、起業家人材の育成など、観光地域づくりを推進するくずまき型DMOの活動を促進している。

3 行財政の状況

(1) 行財政の現状と動向

町を取り巻く社会情勢が変化中、住民の行政に対するニーズは多様化しており、時代に即した行政サービスを提供することが必要であり、また、効率的かつ持続可能な行財政基盤の構築に向け、継続して行政改革に取り組んでいく必要がある。

町財政は自主財源に乏しく、財源のおおよそ8割が地方交付税や国・県からの補助金などの依存財源により賄われていることから、地域経済の活性化を図るとともに、行政構造のスリム化を図り、効率的な財政運営に努める必要がある。

一般会計の地方債借入残高は平成15年度末の94.7億円をピークに減少し、平成26年度末においては56.1億円まで削減された。しかしながら、その後借入残高は上昇に転じ、令和3年度に111.6億円まで増加する見込みとなっている。将来世代に過度な負担が生じることがないように、事業の選択と集中に努め、プライマリーバランスの黒字化を図る必要がある。

町がこれまで整備してきた公共施設やインフラ資産について、今後一斉に更新時期を迎え、その更新費用や維持管理経費が多額となることが懸念されることから、施設の統廃合、複合化、長寿命化などのほか、リノベーションによる既存施設の有効活用を図るなど、長期的な視点に立ち、計画的な施設整備及び維持管理を行うことが重要である。

表8 財政状況

(単位：千円、％)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	7,217,009	5,521,265	7,111,500	7,052,718	7,003,211
一般財源	4,591,437	3,778,611	4,155,476	4,232,604	4,013,372
国庫支出金	388,966	407,031	1,460,675	438,377	464,745
都道府県支出金	695,648	351,739	271,967	420,931	563,256
地方債	949,100	465,800	473,425	1,227,522	542,399
うち過疎債	314,800	113,000	115,800	890,500	361,500
その他	591,948	518,084	749,957	733,284	1,419,439
歳出総額 B	7,074,348	5,378,923	6,770,981	6,396,444	6,208,740
義務的経費	2,719,403	2,703,502	2,221,940	1,925,238	2,141,055
投資的経費	2,189,505	784,385	1,681,355	1,431,305	1,038,555
うち普通建設事業	1,894,743	656,443	1,584,780	1,431,305	1,034,980
その他	2,165,440	1,891,036	2,867,686	3,039,901	3,029,130
過疎対策事業費(再掲)	378,994	532,472	309,909	2,639,993	1,482,993
歳入歳出差引額 C(A-B)	142,751	142,342	340,519	656,274	794,471
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,828	2,589	55,850	98,556	287,180
実質収支 C-D	140,923	139,753	284,669	557,718	507,291
財 政 力 指 数	0.14	0.17	0.15	0.15	0.16
公 債 費 負 担 比 率	23.8	27.2	17.8	12.2	11.2
実 質 公 債 費 比 率	—	17.4	13.1	5.8	7.6
起 債 制 限 比 率	11.5	15.0	9.7	0.8	-0.14
経 常 収 支 比 率	84.8	92.9	86.0	81.6	85.3
将 来 負 担 比 率	—	—	18.1	—	—
地 方 債 現 在 高	9,108,306	8,589,257	6,353,299	6,268,011	7,667,883

(2) 施設整備水準の現状と動向

本町は、地域面積が広く交通通信施設をはじめとした公共施設の必要性が広範囲にわたり、集中的な公共投資は困難で整備水準が低い状況にあったが、道路交通網の整備をはじめ公共施設を積極的に整備した結果、令和元年度末において町道の改良率は72.1%、舗装率が60.3%と着実に成果は上がっている。

また、生活環境・教育文化・産業振興施設の整備も推進しているものの、他市町村と比較し整備状況は依然低い状況にある。一方で、施設の老朽化が顕著に進んでおり、適切な維持・管理が求められる状況にもあることから、今後においても財政状況等を勘案しながら効率的かつ効果的な施設整備を進める必要がある。

表9 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成27 年度末	令和元 年度末
市町村道	改良率（%）	2.7	20.8	51.3	67.7	70.0	71.3	72.1
	舗装率（%）	0.8	9.3	38.2	55.8	58.8	60.1	60.3
耕地1ha当たり農道延長（m）		11.1	10.1	9.5	6.8	9.9	14.3	13.8
林野1ha当たり林道延長（m）		3.9	5.6	4.7	4.4	4.3	3.3	2.9
水道普及率（%）		44.8	81.8	91.7	90.4	89.8	94.0	94.1
水洗化率（%）		0.0	0.0	0.0	20.6	34.9	42.9	49.9
人口千人当たり病院、診療 所の病床数（床）		7.5	9.1	13.6	10.9	13.3	13.7	13.7

4 地域の持続的発展の基本方針

本町では、平成 28 年 3 月に「未来を協創する 高原文化のまち」を将来像とする「葛巻町総合計画基本構想」を策定し、町が持つ多面的な資源を最大限に活用して各種施策の積極的な振興を図ってきた。特に、町の最重要課題である人口減少対策については、町総合計画と一体的に策定した「葛巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、2040 年に 4 千人台の人口を確保することを目指し、「人口の社会増」、「人口の自然増」、「地域の魅力増」に向け、取組みを進めている。

地方創生は、地域に活力を取り戻していくための息の長い施策であることから、令和 2 年度に策定した「葛巻町総合計画中期基本計画（第 2 期総合戦略）」においても、町が抱える最重要課題である「人口減少対策・地方創生」に継続して取組むこととしている。

葛巻町過疎地域持続的発展計画においても、葛巻町総合計画中期基本計画（第 2 期総合戦略）と整合性を図るとともに、岩手県過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展に向けた取組みを進めていく。

(1) 町の目指すべき将来像

本町は、北上高地の中にあって、高原の美しい豊かな自然に抱かれており、ここから生まれる産業と暮らしをもとに、他に誇りうる高原文化のまちとして発展させていくために、「ひと」や「地域」、そして「資源」を効果的に結び付け、新たな明日を築いていきたいという強い意思と決意を込めて、『未来を協創する 高原文化のまち』をまちの目指すべき将来像に掲げる。

(2) まちの基本目標

① いきいきと輝き続ける“ひと”

～助け合いの豊かなところを育み 次代を担う人材教育の充実～

次代を担う子どもたちが、様々な経験を通して、将来への夢を思い描ける機会の創出に努めるとともに、町の魅力や地域の良さを再確認し、次の世代へ継承していくための新しい時代に即した教育の充実に努める。

少子・高齢化が進む中で、子どもから若者、高齢者まで全ての町民が豊かなところを持ち、共に支え合う思いやりのある社会の構築に努める。

② 誰もが住みたくなる“まち”

～安心して生活できる 魅力ある暮らしの実現～

町が持つ自然、空間、ゆとりを大切にしながら、町民がここら安らぐ快適な生活を送ることができるような住環境を整えていくとともに、安全・安心を実感できる基盤の充実を進め、町民一人ひとりが主役となり、住み続けたいと思えるまちづくりに努める。

③ 地域資源を活かす“しごと”

～地域産業の新たな展開による 安定した地域経済の構築～

町の持つ様々な魅力や資源を最大限に活かし、酪農や林業、IT産業、エネルギー、商工業など、地域産業の高付加価値化とブランド化を推進し町民の所得向上に努める。また、新規就農や起業家支援、企業誘致などにより若者の雇用創出を図り、山村にある力・魅力をより一層輝かせることで、交流人口の拡大はもとより、移住・定住人口の増加につなげ、活力と賑わいのあるまちづくりに努める。

(3) 基本的施策

① いきいきと輝き続ける“ひと”

- ア 子どもを安心して産み育てられる子育て支援
- イ 学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成
- ウ 誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくり
- エ 協創のまちづくりの推進

② 誰もが住みたくなる“まち”

- ア 快適に暮らせる生活環境の創出
- イ 自然と共生し地域の豊かな資源を活用するまちづくり
- ウ こころ穏やかに安全安心に暮らせる地域社会づくり

③ 地域資源を活かす“しごと”

- ア 基幹産業の新たな展開による高収益産業の実現
- イ 交流・連携の強化による地域産業の育成
- ウ 地域産業を活かした起業支援と雇用の確保

5 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、以下のとおり基本目標を定める。

① いきいきと輝き続ける“ひと”

若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえ、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもから高齢者まで、誰もが生きがいを持ち地域で活躍する郷土愛にあふれたひとづくりを進める。

基本目標①

項 目	現状	各年度末時点の目標					備 考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
年間出生数	22 人	23 人	24 人	25 人	26 人	27 人	住民基本台帳 (1～12月)

② 誰もが住みたくなる“まち”

町が持つ自然、空間を大切にしながら、情報通信技術の利活用や道路交通網の整備等により、生活環境の快適性を高め、町での暮らしを求める人の流れを作り出すとともに、若者を始め誰もが心安らぐ快適な生活を送ることができる環境づくりを進める。

基本目標②

項 目	現状	各年度末時点の目標					備 考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
人口社会動態	△ 44 人	△ 34 人	△ 34 人	△ 34 人	△ 34 人	△ 34 人	住民基本台帳 (1～12月)

③ 地域資源を活かす“しごと”

基幹産業の新たな展開や商工業の経営革新により、町民所得の向上と若者が魅力を感じる雇用の創出を図るとともに、町が持つ魅力をより一層輝かせることで、交流人口の拡大はもとより、移住・定住人口の増加を図る。

基本目標③

項 目	現状	各年度末時点の目標					備 考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
町民 1 人当たり 分配所得	2,253 千円	2,321 千円	2,391 千円	2,463 千円	2,537 千円	2,613 千円	市町村民経済計算

6 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、過疎地域の持続的発展に向けて実効性のある計画となるよう、PDCAサイクルに基づく効果検証を行うとともに、各分野の目標や取組結果等に基づき、毎年度、外部有識者会議及び町議会による効果検証を行うことにより、計画の進捗管理を行うものとする。

7 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、「葛巻町公共施設等総合管理計画」に適合するものである。

なお、葛巻町公共施設等総合管理計画が見直しされた際は、本計画を見直しするものとする。

葛巻町公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（概要）

施設類型	施設名	対 応 方 針
行政系施設	役場庁舎	役場庁舎の劣化が進んでおり、耐震改修を含む大規模改修又は建替え等の対応が必要となっている。役場庁舎を含む公共施設の適正配置の調査・検討を進めることになっていることから、その動向を踏まえた上で対応方針を検討していく。 ※現在、役場庁舎建設中（令和4年度完成予定）
	消防屯所	建物の耐用など優先順位を判定した上で耐震性能や備蓄倉庫を備えた施設へと整備していく。また、整備の際は、隣接の集会施設と集約化することにより、事業費の縮減と併せ合理的な活用を図っていく。
町民文化系施設	総合センター	劣化が進んではいるが、耐震性能には問題が無く、躯体自体の劣化は役場庁舎に比べると遅くなっている。ただし、役場庁舎の対応方針と併せて大規模改修や建替え等の対応を調査・検討していく。 ※現在、役場庁舎と併せて建設中（令和4年度完成予定）
	地区集会施設	災害時の第1避難所になる施設については、所要の防災機能の強化を図るとともに、建物の耐用に合わせ、隣接の消防屯所等との集約化又は学校の空き教室の活用を図るなどして合理化を進めていく必要がある。また、施設の自治会への移管を検討するほか、利用度の低い施設は近隣の施設との相互活用等を検討していく。
スポーツ・レクリエーション施設	社会体育館	経年劣化部分の修繕と併せ、耐震補強を実施し、長寿命化と維持管理費の軽減化を進める。
	運動公園	多目的グラウンドの改修が行われ、施設機能も向上したところであり、スポーツ振興の拠点として日常的な点検・修繕を行うことで長寿命化を図っていく。
医療施設	葛巻病院	新病院が建設されたことから、日常的な点検・修繕を行うとともに、設備等の適切な更新により陳腐化を生じさせないようにしていく。また、広域的な利用や遠隔診療の導入等により地域医療の健全化と経営の合理化を図っていくことを検討する。
保健福祉施設	保健センター	劣化が進んでおり、役場庁舎の対応方針と併せて大規模改修や建替え等の対応を調査・検討していく。 ※現在、役場庁舎と併せて建設中（令和4年度完成予定）
	介護施設	建替えが終了した養護老人ホーム葛葉荘等の高齢者福祉施設については、日常的な点検・修繕を行うことで長寿命化を図っていく。

施設類型	施設名	対 応 方 針
学校教育系施設	学 校	床スラブ各所の亀裂や雨漏り、外壁の剝離、仕上げ材の浮き等の劣化が進み、建物の長寿命化や安全性に支障をきたしている学校がある。そのため、適正規模を下回る学校については、関係者と協議の上、小中一貫教育等の施策を講じ教育効果の向上を目指す。また、優先度を判定の上、大規模改修を実施していく。大規模改修や更新の際には施設面積の削減を検討するほか、空き教室を集会施設として活用することも検討する。
	給食センター	日常的な点検・修繕の実施や必要な設備の充実を図り、給食の安全性を維持していく。また、施設の更新を要する際は、近接の学校施設の活用等を検討する。
	子育て支援施設	葛巻保育園以外の建物は経年劣化が進んでいることから、建物の耐用に合わせて段階的に更新を進める。なお、更新の際は近隣の学校施設等の公共施設との複合化・集約化を検討する。
産業系施設	産業施設等	(一社)葛巻町畜産開発公社や(株)岩手くずまきワイン等の関連施設については、日常的な点検・修繕を行うとともに、適切な時期に大規模改修等を行い長寿命化を図っていく。また、流通販売を農家が主体的に行える直売所や加工施設の充実化を図る。 バイオガスシステム施設は、資源循環型システムとして注目されていることから、更なる充実化を図り、町のブランド向上のための資源としていく。
供給処理施設	供給処理施設	各施設とも建設後20年以上経過しており、老朽化が進んでいる。施設の機能停止は町民生活に直接影響を及ぼすため、日常的な点検・修繕を一層的確に実施し長寿命化を図るとともに、計画的な修繕・更新を実施する。
公営住宅その他	公営住宅	全体的に経年劣化が進んでいることから、平成28年度に策定した「町営住宅長寿命化計画」に基づき日常的な点検・修繕や大規模改修を計画的に実施する。
	教員住宅	経年劣化が進んでいることから、教員数の動向等を勘案しながら修繕を行うことで適切な維持管理を行う。
	定住促進住宅	今後も若者の定住に向け、魅力的な居住環境を整備し、人口拡大に努める。
	火葬場	日常的な点検・修繕の実施することで長寿命化を図る。
普通財産施設	普通財産施設	災害時の避難所や各種イベント等に活用されている施設については、点検・修繕等を適切に実施していく。
インフラ	道 路	道路ストック総点検業務結果に基づく補修を順次行っていくとともに、点検・観察に必要な措置を講じていく。
	橋 梁	「葛巻町橋梁長寿命化修繕計画」及び道路ストック総点検業務結果に基づき、順次補修を行っていく。また、従来の対処療法的な修繕から計画的かつ予防保全的な修繕に転換し、長寿命化及びコストの削減・平準化を図っていく。
	上水道施設	老朽化が進んでいる施設があることから、自然災害に強い施設の整備を計画的に進めていくとともに、日常的な点検・修繕を実施する。
	下水道施設	管渠等施設や合併浄化槽の定期的な点検・修繕を実施し、安定的な処理を行える性能を維持していく。
	公 園	国土交通省が策定した「公園施設長寿命化計画策定指針」に基づき、予防保全型管理と事後保全型管理による計画的な維持管理を実施し、長寿命化を図る。
	地域情報通信基盤施設	町の情報を広く発信するため、施設を活用したサービスの充実化を図るとともに、更新時期を迎える施設・設備について計画的な更新を実施することで維持管理を行っていく。

Ⅱ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住の促進

(1) 現況と課題

出生数の減少は町の人口減少の大きな要因の一つとなっており、人口減少を緩やかにするためには、当面の解決策として、町外から子育てファミリーを呼び込み、子どもの数を確保していく必要があることから、子育てファミリー層の移住促進とあわせて、若い世代のＵＩＪターンを強化する必要がある。

町では、多様化する個別の移住相談に、迅速かつきめ細やかに対応するため、移住希望者を案内する「くずまき暮らし体験ツアー」や個別の来町相談を支援する「いらっしやい葛巻暮らし体験支援事業」により、移住相談者に来町を提供し、先輩移住者や地域住民との交流を図っているところである。

また、定住・雇用促進住宅、空き家バンク、住宅取得支援事業により、住環境の充実にあわせて、移住定住後の就労のサポートと地場産業の担い手確保を一体的に進めるため、仕事のマッチングを支援する「くずまき雇用サポートセンター」を設置したところである。

さらに、メールマガジンやＳＮＳ、情報配信アプリ「ライフビジョン」の活用により、子育てファミリー層の移住や若い世代のＵＩＪターンにつながる効果的な情報発信を行うとともに、町出身者をはじめ、ふるさと納税で町を応援する方や観光、特産品の購入などを通じて「くずまきファン」になった方など、関係人口として多様な形でまちづくりへ関わりが持てる仕組みが必要である。

(2) その対策

- ① 各種子育て支援や特色ある教育などの情報を積極的に発信し、子育てファミリー層の呼び込みを強化するほか、若い世代のＵＩＪターンのＰＲや相談機会の拡充を図り、ＵＩＪターンの促進を図る。また、専任の移住コーディネーターを配置し、多様化する移住相談にきめ細やかに対応できる体制を整備する。
- ② 「くずまき雇用サポートセンター」において、町内求人と求職のマッチング支援を行うほか、ＵＩＪターン者の就労支援、高校生等の地元採用の向上のほか基幹産業である農林業の担い手確保を図る。
- ③ 定住・雇用促進住宅の整備、空き家バンクの登録推進、住宅取得支援などにより、安心して快適な住環境の充実に図る。
- ④ 「くずまき暮らし体験ツアー」や「いらっしやい葛巻暮らし体験支援事業」により、移住相談ができる機会の創出に努める。
- ⑤ メールマガジンやＳＮＳ、情報配信アプリ「ライフビジョン」等による情報発信を充実させるとともに、成人式、同窓会、帰省シーズンなどを利用した町出身者への情報提供を強化する。
- ⑥ 町外にいらながらも、積極的にまちづくりに関わっていただく「(仮称)くずまき応援団」を創設し、町の情報発信の強化やまちづくりへの多様な関わりが持てる仕組みを整備する。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
子育てファミリー層の移住世帯数	世帯/年	3	5	
若者定着率	%/年	55.0	40.0	
新規移住相談件数	件/年	48	80	
各種情報媒体の利用者数【累計】	人	1,372	2,300	Facebook、ライフビジョン メールマガジン等
関係人口【累計】	人	613	700	ふるさと納税者、葛巻ふるさと会、 (仮)くずまき応援団等

2 地域間交流の促進

(1) 現況と課題

地域間交流の推進

近年、高速道路や新幹線など高速交通網の整備と高度情報化社会の進展に伴い、地域間の交流が活発になっている。

また、国が進める地方創生の流れの中で、地方における豊かな自然や地域の人と人との絆の強さ、ゆったりとした生活スタイルが見直されているほか、コロナ禍により都市部住民の地方に対する感心が高まり、さらには都市から地方へ大きな人の流れが生まれようとしている。

また、交流・関係人口の創出拡大や移住定住を図るうえで、町が持っている様々な魅力を積極的に情報発信しながら、都市部との交流を推進することで少子高齢化や人口減少に歯止めをかけることが重要である。

このような中、町では平成 30 年にトヨタグループ 7 社と「岩手県葛巻町のまちづくりに関する包括連携協定」を締結し、地域課題の解決や地域活性化などを目的とした事業を推進している。

さらに、地域間交流や防災の拠点となる役場庁舎は、老朽化が著しいことから、現在新庁舎の建設を進めており、令和 4 年 8 月に竣工する予定である。新庁舎の整備においては、地域間交流や防災、医療のほか、まちなかの賑わいを創出するため、勉強 Cafe や図書サロン、子育てサロン、バス待合など、まちなかの交流拠点を担う施設整備が望まれる。

また、林業のまちの新たなシンボルとして、町産材の木製屋根を持つ「新大橋」など、中心市街地における「まちづくり」の基盤を整備しているところであり、まちなかの空き店舗や遊休資産を活用した、中心市街地の賑わい創出につながる交流拠点の整備が必要である。

広域行政の推進

住民ニーズの多様化や人口減少、高齢化などにより、今後、行政サービスの維持・確保が難しい状況になることが予想されるとともに、全国的に医療・福祉・公共交通など生活基盤の確保に向けた取り組みやニーズの高まりがある産業のほか、移住・定住などの対策も急務である。

また、国では広域連携による更なる行政サービスの向上と事務の効率化を求めており、近隣市町村や全国で同じような課題を抱える地域と連携した取り組みが重要である。

町では、盛岡市を中核都市とした広域 8 市町の「盛岡広域中枢都市圏」を結成したほか、豊かな地域資源を活かすため、北岩手 9 市町村による「北岩手循環共生圏」を結成し、横浜市と「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」の締結や特産品の販路拡大に向けた事業を実施している。

(2) その対策

地域間交流の推進

- ① 近隣市町村や目標・課題を同じくする全国の自治体等と連携し、それぞれの特色を活かした情報発信・交流事業を展開するとともに、地域課題の解決と地域活性化に努める。
- ② 都市部をはじめとした民間企業等と連携協力し、民間企業のノウハウやネットワーク等を活用することにより、地域課題の解決と地域活性化に努める。

- ③ 現在、地域間交流や防災の拠点となる役場庁舎を建設中であり、新庁舎の整備においては、まちなかの交流拠点を担う施設整備に努めるとともに、まちなかの空き店舗や遊休資産を活用した、交流拠点の整備に努める。

広域行政の推進

- ① 消防、介護保険、し尿処理、後期高齢者医療などにおける広域組合での連携を推進するほか、新たに、ごみ処理、老人福祉など各分野における連携強化を図る。
- ② 「盛岡広域中枢都市圏」の取組みを推進し、コンパクト化とネットワーク化による経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上に努める。
- ③ 「北岩手循環共生圏」の取組により、北岩手の多様な地域資源を最大限に活用して、都市と農山漁村の交流・連携を活性化させる地方創生の新たなモデルの構築を目指す。
- ④ 都市部との連携や全国で同じような課題を抱える地域との連携した取組みを推進する。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
地域間連携数【累計】	件	4	6	

3 人材育成

(1) 現況と課題

地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図るため、令和 2 年 6 月に「特定地域づくり事業協同組合制度」が創設されたところである。

町では、人口減少対策の一環として「特定地域づくり事業協同組合制度」を活用し、地域の季節ごとの仕事を組み合わせて年間を通じた仕事とすることで、新たな雇用の場を創出し、都市部からの若者の呼び込みと地域内の若者等の定着を図り、地域づくりの人材を確保し、地域の維持と地域経済の活性化を図ることとしている。

(2) その対策

- ① 「特定地域づくり事業協同組合制度」を活用し、新たな雇用の場を創出するとともに、地域づくりの人材を確保・育成に努める。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
特定地域づくり事業協同組合雇用者数	人/年	-	3	

4 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

「事業内容」欄の記載事項：①具体的な事業内容、②事業の必要性、③見込まれる事業効果

持続的発展施策区分		事業内容	事業主体	備考
事業名（施設名）				
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
(1) 移住・定住	定住・雇用促進住宅整備事業 ①定住、雇用促進に向けた住宅の整備。	町		
(2) 地域間交流	交流拠点整備事業 ①役場新庁舎を中心とした町の新たな拠点づくり。	町		
	歩きまわりたくなるまちなか拠点づくり整備事業 ①まちなかの空き店舗や遊休施設を活用した町の新たな拠点づくり。	町		
(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
移住定住	移住対策推進事業 ①専任の移住コーディネーターの配置のほか、Ｕターン希望者との繋がりがづくりと相談機会の拡充、移住希望者向けツアー、短期間における居住体験の提供等。 ②人口減少を緩やかにするため、移住希望者に対する支援を強化する必要がある。 ③コーディネーターの配置や移住相談機会の拡充等により、移住・定住対策の促進に資する。	町		
	定住対策推進事業 ①定住奨励金や新婚ライフサポート金、若者定住家賃助成金などの交付のほか、住宅取得補助。 ②人口減少を緩やかにするため、町外からの子育てファミリーの呼び込みや、若者の定住を促進する必要がある。 ③各種奨励金、助成金の交付、住宅取得支援により、子育てファミリー層の移住促進と、若者の定住促進に資する。	町		
人材育成	特定地域づくり事業 ①人材派遣事業を行う「特定地域づくり事業協同組合」を支援。 ②多様な人材や担い手の確保するため、新たな雇用の場を創出する必要がある。 ③特定地域づくり事業を推進することにより、多様な人材の確保と地域の活性化に資する。	協同組合		
その他	関係人口創出事業 ①関係人口創出の機運醸成、受入基盤づくりのほか、大学生などによる地域づくりプログラムの実施。 ②多様な形でまちづくりへ関わる、関係人口を増加する必要がある。 ③関係人口創出コーディネーターの配置や、大学生などによる地域づくりプログラムの実施により、関係人口の増加に資する。	町		

5 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、「葛巻町公共施設等総合管理計画」に適合するものである。

なお、葛巻町公共施設等総合管理計画が見直しされた際は、本計画を見直しするものとする。

葛巻町公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（概要）

施設類型	施設名	対 応 方 針
行政系施設	役場庁舎	役場庁舎の劣化が進んでおり、耐震改修を含む大規模改修又は建替え等の対応が必要となっている。役場庁舎を含む公共施設の適正配置の調査・検討を進めることになっていることから、その動向を踏まえた上で対応方針を検討していく。 ※現在、役場庁舎建設中（令和４年度完成予定）
公営住宅 その他	定住促進住宅	今後も若者の定住に向け、魅力的な居住環境を整備し、人口拡大に努める。
普通財産 施設	普通財産施設	災害時の避難所や各種イベント等に活用されている施設については、点検・修繕等を適切に実施していく。

III 産業の振興

1 農林業の振興

(1) 現況と課題

農業の振興

本町の農業は、明治 25 年の乳牛導入以来 120 余年にわたり、北上高地の厳しい気象条件の中で培われてきた酪農を基幹とし足腰の強い農業の確立を目指して振興してきたところであり、袖山高原を源とする馬淵川流域には田畑が連なり、なだらかな山林原野は広域農業開発事業等で飼料畑に整備されて畜産基盤の根幹を築き、東北一の酪農郷を形成している。

このような中、町の農業生産は酪農を基幹産業として、野菜、花き、葉たばこを主体とする園芸振興と酪農経営の規模拡大による先導的な専業経営を推進している。町の農家戸数は、令和 2 年に約 550 戸と年々減少傾向にあるとともに高齢化が進んできているが、主体となる酪農においては 1 戸当たりの飼養規模は拡大しており、農業産出額の約 80% を占めている。このほか、ワイン等の原料となる山ぶどうの栽培も盛んであり、乳製品と併せて町の特産品となっている。耕種部門においては、冷涼な気候を活用した雨よけほうれんそうを核に、りんどう等を加えた多様で生産性の高い農業生産が行われている。

今後は、ゆとりある生産体制の確立と経営体の強化を図るため、生産基盤等のハード面の整備による生産性と収益性の高い魅力ある農業の推進と、農地の集積や遊休農地の解消などのソフト面の取組みを進め、担い手の確保と育成の強化を図るとともに、安全・安心で高品質な農畜産物を生産に努め、多様化する消費者ニーズに対応した食糧供給基地を確立する必要がある。

林業の振興

森林は、林産物を生産する経済的機能のほか、水源のかん養や二酸化炭素吸収源として地球温暖化防止、生物多様性の保全、山地災害防止等の公益的機能を有しており、その機能の発揮には大きな期待が寄せられている。

また、東日本大震災津波の被害から再建された合板工場や県内各地での木質バイオマス発電施設の本格稼働、復興住宅などへの木材供給などにより、国産材の供給拡大が期待されている。

このことから、新たな森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用し、適切な森林の整備を実施するとともに、林業労働者が安定的な生活を送るための雇用の場を確保し、若い世代及び子育て世代の所得の向上を図る必要がある。

さらには、葛巻町周辺（葛巻町、岩手町及び盛岡市）で環境に配慮し生産されたカラムツである「岩手くずまき高原カラムツ」等の地場産材の利用を始め、地域資源を持続的かつ効果的に活用するため、森林資源の循環利用へ向けた意識深化を図る必要がある。

■ 岩手くずまき高原カラムツ … 平成 23 年 6 月に「岩手くずまき高原カラムツ認証協議会」が設立され、認証シールを出荷木材に貼り、生産履歴の明確な合法木材であることを証明された木材。

(2) その対策

農業の振興

- ① 基幹産業である畜産は、粗飼料生産基盤整備や施設の近代化を促進し、粗飼料自給率の向上及び生産コストの削減により、経営の安定を図るとともに、酪農ヘルパーや作業外部支援組織を利用した、ゆとりある生産性の高い畜産経営の確立を目指す。
- ② 「新葛巻型酪農構想」を基本に、東北一の飼養頭数及び生乳生産量の安定的な確保を図るため、リーディング牧場の創設や規模拡大支援などを通じて、これからの時代に対応した新農山村モデルとなる効率的かつ合理的な酪農生産を進める。
- ③ 夏冷涼な高冷地の立地条件を活かした雨よけほうれんそうを核に、大根及びキャベツ等の指定野菜や野沢菜のほか、葉たばこ、りんどう等の花きの作付けを重点的に推進するとともに、収益性の高い園芸産地の育成を図る。
- ④ 家畜排せつ物の良質堆肥化と有機物資源としての有効利用を図り、減化学肥料、減農薬の栽培を推進するとともに、耕畜連携による安全でおいしい農産物の生産と環境にやさしい循環型農業を推進する。
- ⑤ 家畜排せつ物の適正処理及び臭気対策に向けた畜ふんバイオガスプラントの整備を進め、プラントから発生する余剰電力及び余剰熱を地域内に供給できるシステムの構築を目指し、副産物である消化液は、堆肥と液肥に分けて圃場に還元することを基本とし、余剰分は耕種農家等へ販売するなど、新たな循環型農業に取り組む。
- ⑥ 農業を担う若手後継者と新規就農者を確保するため、担い手を明確化するとともに、関係団体、関係機関が一体となり技術指導や経営管理能力の向上のための支援を強化する。
- ⑦ 意欲ある担い手への農地集積等により、遊休農地の解消と生産コストの低減を図るため、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）や農地中間管理事業の活用を推進する。
- ⑧ 農道、用排水路等の整備や粗飼料等の生産基盤の大区画化を促進し、作物の収益性の向上と機械化による農作業の効率化及び安全性を確保し、また、開発適地の農地及び草地の造成を推進することで経営規模の拡大を図る。

林業の振興

- ① 各種補助事業や森林環境譲与税を活用し、計画的な造林事業の推進、間伐の実施など育成途上にある人工林の適正保育に努め、森林の持つ公益的機能が十分に発揮される森林管理を推進する。
- ② 「植える」→「育てる」→「使う」→「植える」のサイクルを推進し、持続可能な森林の構築を図るとともに、適切な森林整備に努める。
- ③ 林業経営の合理化、作業環境の改善を図るため、森林経営計画の作成と高性能林業機械の導入、林道・作業路網整備を促進する。
- ④ 地域林業の担い手である森林組合の組織、機能の強化を図るとともに、後継者の確保と育成に努める。また、林業労働者が安定した生活を送るための所得の向上に努める。
- ⑤ 森林教育の一環として企業が森づくり活動に取り組んでいる企業の森をフィールドに開催する「薪・牧・巻トリプルまきフェスタ」など、森林とふれあう機会の拡大を図るとともに、岩手くずまき高原カラマツ等の地場産材を町のシンボルとなる公共施設等に有効活用することで地場

産材の利用促進及び森林への理解醸成を図る。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
乳用牛（頭数）	頭/年	8,143	9,000	
肉用牛（頭数）	頭/年	1,972	2,050	
生乳（生産量）	t /年	32,611	36,000	
野菜（生産量）	t /年	1,336	1,400	
花き（生産量）	千本/年	356	370	
認定農業者数	人/年	116	120	
林道密度	m/ha	5.3	5.4	
再造林率	%/年	46.6	53.4	

2 農林産物加工の振興

(1) 現況と課題

町では、地域資源である農林産物を活用した特色ある地域振興を推進している。最大の資源である牛乳は、くずまきブランドで首都圏・関東周辺に供給されているとともに、地元でも第3セクターの一般社団法人葛巻町畜産開発公社が生産する牛乳、ヨーグルト、チーズなどの乳製品が品質の良さや産地が見える製品として消費者から高い評価を得ている。また、山ぶどうなどの特用林産物も第3セクターの株式会社岩手くずまきワインによってワイン・ジュースなどに加工され、町の特産品として定着している。

これらの第3セクターの事業は、体験を中心とした各種交流事業にも結びついており交流人口の増加へつながっているほか、地元で生産された農産物や山菜等を提供・販売する「産直ハウス」、酪農家の女性が自分たちの牧場で生産される牛乳を使用した乳製品の6次産業化の取り組みなど、新たな販売戦略が見られるようになっている。

今後も消費者ニーズを的確に捉えた新商品の開発等を行って販路の拡大を図るとともに、地域資源である農畜産物を1次製品の供給で終わることなく、農畜産物の加工を農家等の生産者が自ら取り組めるよう生産・販売施設の整備を支援し、6次産業化に取り組むことで農林産物の高付加価値化による農家所得の向上と新たな就労の場の創出に努める必要がある。

(2) その対策

- ① 6次産業化の取り組み及び農商工連携を支援するとともに、今後とも高品質な製品を製造し「くずまきブランド」の定着を促進する。
- ② 農林産物の1次製品の供給だけに終わることなく、農家自らが加工し高付加価値化を図り、さらに流通や販売も農家が主体的に行うよう農林産物の直売所や加工施設及び販売体制の整備を行うとともに、農家や加工グループ等による地域資源や伝統技術を生かした農林産物の加工及び商品化を促進し、農家経営の安定化と農家所得の向上を図る。

【目 標】

項 目	単 位	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和7年度)	備 考
生産加工グループ数【累計】	団体	3	5	
地産地消メニュー提供店舗数【累計】	店舗	7	12	

3 商工観光の振興

(1) 現況と課題

商工業の振興

郊外型大型店の出店等による近隣市町村への消費者の流出やネット販売の利用者の増加等により、町内での購買力が低下している。また、コンビニやホームセンター、ドラッグストア等の出店により、町民の利便性が向上している一方、古くからある商店等の数や従業員数の減少や経営者の高齢化などによる商店等の後継者不足が深刻な状況となっている。

商店街においても、人通りが減少し、空き店舗が増えているが、賑わい創出に向けた取組みも見られ、今後とも個店の魅力化や各種団体が連携した地元消費を促す取組みが必要である。

また、町民所得の増加が伸び悩む中で、町内での購買力を高める取組みが求められるとともに、今後高齢化等による交通弱者や買い物弱者がさらに増加することが想定されることから、消費者へのサービス向上を図る必要がある。

さらに、工業系技術者が不足する中で、技術取得や継業の支援を行い、後継者育成を図る必要がある。

観光の振興

少子高齢化や人口減少が進行する中、活力ある地域社会を維持し、発展させるためには、交流人口を拡大させ、地域経済の活性化に寄与する取組みを推進していくことが必要である。特に、観光産業については、多様な分野との連携により、総合産業として確立することで、交流人口の拡大や地域経済への貢献が期待される重要な産業である。

町では、自然を中心とした観光資源を活用し、くずまき高原牧場やくずまきワイン、クリーンエネルギーなど、観光事業者のみならず幅広い分野の事業者、関係者の参画による体験・滞在型の観光地づくりの取組みを推進しているが、今後、交流人口と観光消費を拡大するため、サイクルツーリズムやグリーンツーリズム等により、町内を広く周遊するとともに、より長く滞在する旅行商品の開発や受入態勢の整備、更なる情報発信が必要である。

また、交流人口の拡大による地域経済の活性化と、特に若者や女性の雇用創出を図るため、くずまき観光地域づくり協議会を中心に、人材育成や新たな観光・特産品の開発、若者・高校生による情報発信や起業家人材の育成を実施するなど、観光地づくりを推進するくずまき型DMOの形成と活動を推進しているところである。

さらに、盛岡広域を含む岩手県全体として、訪日外国人旅行者数が増加していることから、岩手県や盛岡広域市町等と連携を図りながら、台湾を中心とした東アジアからの誘客を拡大するため、市場の特性に応じたプロモーションの展開及び受入環境の整備などが必要である。

(2) その対策

商工業の振興

- ① 商店経営の安定化を図るため、商工団体と連携して、個店の魅力化支援や経営に関する研修の機会を提供するとともに、商業者が利用しやすい制度の構築や支援の仕組みづくりを行う。
また、地域経済の好循環を創出するため、関係団体と連携して、地元産品の販路拡大や地産地消を促進するほか、くずまき商業協同組合が発行する「くずまき商品券」の活用促進や、交通弱者や買い物弱者等を含めた消費者へのサービス向上を図る事業への支援など、地域内消費を促す取組みを行う。
- ② 町内の商工団体への支援・協働による中心市街地活性化事業を実施するとともに、経営品質の向上による個店への誘客を図る魅力づくりや「歩きまわりたくなるまちなか」の創出に努める。
- ③ 事業者等の後継者対策のため、後継者育成や技術の継承、継業支援などによる円滑な事業承継を支援する。
- ④ 賑わい創出による地域経済の活性化を図るため、商工団体と連携して、空き店舗の商業的な有効活用を支援する。

観光の振興

- ① 交流人口拡大のため、岩手県、盛岡広域市町等と連携した観光プロモーションのほか、町単独での催事開催や出展を促進し、積極的な情報発信に努めるとともに、交流人口と観光消費の拡大のため、くずまき高原牧場、くずまきワイン、クリーンエネルギーと、他の市町村には無い観光資源を自転車で周遊するサイクルツーリズムを推進するなど、多種多様なツーリズムの推進により、観光客の多様なニーズに対応した旅行商品の造成を促進する。
- ② 観光及び宿泊事業者間で連携し、観光客が利用しやすいプラットフォームの構築を図るほか、研修等による観光コンシェルジュの育成を図るなど、ホスピタリティやサービスの質の向上により、観光客の満足度を高めるような受入環境整備に努める。
- ③ 観光事業者をはじめ関連する事業者への経営指導・支援により、個々の事業者の経営力強化及び生産性向上を図るとともに、地域における多様な分野、産業の連携強化を促進し、観光コンテンツの柱となる特産品や食材、体験などの地域資源の生産体制やサービス提供体制の充実を図る。
- ④ 農林商工、郷土食、文化芸能、歴史、スポーツなどを有する人材等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら観光資源としてその価値を創造するとともに、広く発信し、活用を図る。
- ⑤ マーケットインの視点から、データに基づいた観光戦略の企画・実施を行う観光リーダーなど、地域資源を磨き上げ、その価値を創造し、魅力的な観光地づくりに繋げていく、観光産業を牽引する人材育成を推進する。
- ⑥ 先進事例を紹介する研修会の開催などにより、観光関連事業者や金融機関、地域住民などの地域の多様な主体が参画し、地場産業の発展や住民生活の向上に繋がるくずまき型DMOの形成と、地域資源を活かした売れる観光地づくりに向けた活動を促進する。
- ⑦ 観光及び宿泊施設等において多言語表示の整備、受入環境に関する情報を積極的に発信す

るなど、外国人観光客の利便性向上を図るとともに、岩手県及び盛岡広域市町等と連携した周遊滞在型観光のプロモーションの展開等により、台湾を主要ターゲットとした外国人観光客の誘客拡大を図る。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
地元購買率	%/年	46.9	50.0	
空き店舗バンク登録件数【累計】	件	2	6	
観光客入込数	人/年	184,801	579,000	参考：平成30年度実績 523,665人
宿泊者数	人/年	9,802	16,000	参考：平成30年度実績 14,701人

4 起業支援と雇用の確保

(1) 現況と課題

地域資源を活かした活力ある産業振興の実現には、多様な人材や担い手の確保が最優先の課題であるが、求人と求職のミスマッチ及び若者や女性が希望する職種の不足などが続いている状況にある。町内企業の事業活動が、若者や女性をはじめとする町民によく知られていないことから、企業の見える化を図り、その魅力や技術等を積極的に周知する必要がある。

また、企業では、正規雇用よりも非正規雇用を求める傾向があることから、雇用情勢に対応した雇用対策、若者や女性に加え高齢者の雇用対策など、幅広い就業支援の強化が求められている。

本町の有効求人倍率は、高い水準で推移しており人手不足が喫緊の課題であるが、賃金や労働時間等の労働条件は、厳しい状況が続いている。特に若者や女性の就労に当たっては、ワーク・ライフ・バランスに配慮された職場環境の整備が求められており、雇用の質の向上や生きがいのある生活を送るためにも、労使双方でこの取組みを進めることが重要である。

また、中小企業を取り巻く環境が極めて厳しい状況にある中で、在京盛岡広域産業人会等と連携を図りながら、既誘致企業への支援や地場産業との連携のほか、新規の企業誘致に努めている。

さらに、町内の民間活力を強化するためには、起業数を増やし、新たな雇用を創出することにより、産業の新陳代謝を進めていくことが必要である。

また、コロナ禍により、改めて地方への関心が高まり、都市から地方へ大きな人の流れが生まれようとしていることから、「サテライトオフィス」や「シェアオフィス」など、地方にいても都市と同じ仕事ができる環境を整備するほか、「テレワーク」や「ワーケーション」など新たな働き方を取り入れるための情報通信環境の導入を支援することで「リビングシフト」を推進する必要がある。

(2) その対策

- ① 若者や女性等の就業を促進するため、町内企業に関する情報を充実させるなど、希望する仕事に就けるよう、企業の見える化を進める。
- ② 町内企業に対する理解を深め、地元就職者の増加を促すため、町内企業の協力により、就職ガイダンスの開催、児童・生徒やその家族を対象とした企業見学会を実施する。また、大学等と連携し、企業におけるインターンシップの受入れについて働きかけを行う。
- ③ 新規学校卒業者の地元での就職希望に応えるため、町内企業に対し、積極的な採用について働きかけるとともに、町内企業への雇用補助金等による就労支援を行い、新規雇用の創出を図るとともに、U I J ターン者や高校生等、若い世代の採用の向上に努める。
- ④ 町内企業の採用活動を支援するため、関係機関等が実施する合同企業説明会や採用に係る支援制度の情報提供を行うとともに、U I J ターン就職者の採用活動の支援に努める。また、若者や女性が働きやすくするため、ワーク・ライフ・バランスに配慮された職場環境の整備を進めるとともに、育児・介護休暇の普及、短時間勤務制度の導入などの働きかけを行う。
- ⑤ 新たな雇用の場の確保と産業活動の活性化を図るため、既誘致企業の増設支援に努めるほか、在京盛岡広域産業人会等と連携を図り、町の特色・強みを活かした新規企業の誘致に努める。
- ⑥ 独自の支援制度や商工会を始めとした関係機関との連携により、新規起業家の創出を図り、多様な起業の育成に努める。

- ⑦ 人口が急激に減少している地域の維持とその地域の活性化を図ることを目的とする「特定地域づくり事業」を推進する。
- ⑧ 「サテライトオフィス」や「シェアオフィス」など、地方にいても都市と同じ仕事ができる環境の整備に努める。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
葛巻高校生の町内就職者数	人/年	0	3	
新規企業誘致数【計画期間中累計】	件	0	2	
新規起業数【計画期間中累計】	件	1	4	
新規就業者数（農業・林業・商工業）	人/年	5	8	

5 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

「事業内容」欄の記載事項：①具体的な事業内容、②事業の必要性、③見込まれる事業効果

持続的発展施策区分		事業内容	事業主体	備考
事業名（施設名）				
2 産業の振興				
(1) 基盤整備				
農 業	多面的機能支払制度交付金	①農地、農道、水路等の保全管理等の取組みに対する助成。	生産組合	
	中山間地域等直接支払制度交付金	①耕作放棄を防ぎ、農用地の減少防止等の取組みに対する助成。	農家 生産組合	
	草地畜産基盤整備事業	①草地、飼料畑の造成整備や牛舎、機械導入に対する助成。	県農業公社	
	草地更新支援事業	①草地更新に要する経費に対する助成。	農家	
	中山間地域総合整備事業【江刈地区農業施設整備事業】	①農道、用排水路、防火水槽、水辺空間の整備等。	県	
	排水路整備事業【江刈地区】	①御堂沢地区・中村地区・駒沢地区・五日市地区の排水路整備。	町	
林 業	公有林整備事業	①計画的な公有林の整備。	町	
	森林保全特別対策事業	①再造林、除間伐、作業路整備等に要する経費の一部を助成。	森林組合	
	森林雇用促進住宅整備事業	①林業従事者専用住宅の整備。	町	
(3) 経営近代化施設				
農 業	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	①農産物生産管理機械等の導入に対する助成。	生産組合	
	畜産労働力負担軽減対策事業	①除糞装置等の導入に対する助成。	農家	
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	①中心的経営体が整備する、牛舎等の施設及び機械導入に対する助成。	畜産クラスター協議会	
林 業	高性能林業機械等導入事業	①高性能林業機械等の導入に係る経費の一部を助成。	森林組合	
(4) 地場産業の振興				
技能修得施設	山地酪農研修センター長寿命化修繕事業	①施設の老朽化に伴う長寿命化工事。	町	
加工施設	牛乳・乳製品製造施設機器整備事業	①ミルクハウスのトイレの増築。	町	
流通販売施設	道の駅レストラン整備事業	①町内の農産物を活用した飲食施設の整備。	町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
第 1 次産業	機構集積協力金事業	①農地の集積に対する協力金を交付。 ②農業の振興を図るため、農業の担い手の確保と育成を図るとともに、遊休農地の解消に努める必要がある。 ③集積協力金の交付により、農地の集積による農業の担い手の確保・育成と遊休農地の解消に資する。	農地所有者	
	畜産振興総合対策推進指導事業	①乳用牛群検定普及定着化事業、家畜導入事業に対する助成。 ②酪農の振興を図るため、生産性の高い酪農経営をの確立を目指す必要がある。 ③乳用牛群の検定により生乳生産量の安定的な確保を図るとともに、家畜導入による酪農経営の規模拡大と生産性の向上に資する。	J A	
	育成牛預託助成事業	①葛巻町畜産開発公社預託料に対する一部助成。 ②酪農の振興を図るため、生産性の高い酪農経営の確立を目指す必要がある。 ③酪農経営の機能分担により、生産性の高い酪農経営に資する。	農家	

		ヘルパー制度育成強化事業 ①酪農ヘルパー利用組合運営費の一部助成。 ②酪農の振興を図るため、ゆとりある酪農経営の確立を目指す必要がある。 ③酪農ヘルパーの利用を促進することにより、ゆとりある酪農経営に資する。	任意組合	
		輸入受精卵移植活用促進事業 ①海外輸入受精卵の購入経費に対する助成 ②酪農の振興を図るため、生産性の高い酪農経営の確立を目指す必要がある。 ③良質な乳用牛を育成することにより、生産性の高い酪農経営に資する。	町	
		町産材利用促進事業 ①町産材を使用して建物を新築または増改築する経費の一部を助成。 ②林業の振興を図るため、町産材の利用促進を図る必要がある。 ③町産材を使用した建築物に助成することにより、町産材の利用を促進するとともに、森林への理解醸成に資する。	町	
		森林（もり）交流事業 ①森林との交流機会の拡大を図る事業に要する経費の一部を助成。 ②森林が持つ多面的な機能を理解し、持続可能な森林の構築と適切な森林整備に努める必要がある。 ③森林とふれあう機会を創出することにより、森林に対する理解を醸成し、持続可能な森林の構築に資する。	産業振興協議会	
		山ぶどう魅力発信事業 ①山ぶどう振興とくずまきワインの更なるPR。 ②町の特産品である「くずまきワイン」の原料となる山ぶどうの振興を図るため、山ぶどうの消費拡大と農家の所得向上を目指す必要がある。 ③山ぶどうの魅力を広く発信することにより、特産品である「くずまきワイン」の消費拡大と農家の所得向上に資する。	町	
	商工業・6次産業化	中心市街地活性化支援事業 ①中心市街地の賑わい創出に係る事業に対する助成。 ②商業の振興を図るため、地元商店の経営の安定化と町内の購買力向上を目指す必要がある。 ③各種イベントの開催のほか、各商店への誘客を図る魅力づくり、「歩きまわりたくなるまちなか」を創出することにより、商業者の所得向上と地元購買力の向上に資する。	商工団体	
		商工業者支援事業 ①商店の設備導入及び店舗改装等の支援のほか、快適な住まいづくり支援事業（住宅リフォームをした町民に対して「くずまき商品券」を交付）の実施や商工業者の継業支援。 ②商業の振興を図るため、町内の購買力向上や事業継承を支援する必要がある。 ③商工業者に対する支援を行うことにより、商工業者の経済的負担を軽減するとともに、町内の購買力向上に資する。	町	
	観光	くずまき型DMO事業【観光】 ①観光商品開発と地域の特産物によるお土産品開発を推進。 ②観光振興を図るため、地域資源を活かし観光商品を開発する必要がある。 ③地域資源を活かし観光商品を開発することにより、交流人口の拡大に資する。	町観光事業者 町民	
		グリーンテージ長寿命化修繕事業 ①老朽化が著しい客室トイレ等を改修し、利用者の快適性向上を図る必要がある。	町	
	その他	雇用促進補助事業 ①町内事業者が従業員を新規雇用した場合に対する助成。 ②商工業の振興を図るため、後継者の育成・確保や技術の伝承、継業支援を行う必要がある。 ③新規雇用に対する補助により、後継者の育成・確保及び継業支援に資する。	町	
		資格取得助成事業 ①町民の就職機会拡大や職務能力向上につながる各種資格取得を支援。 ②雇用の促進を図るため、町民の職務能力向上につながる各種資格取得を支援する必要がある。 ③各種資格取得を支援することにより、新規雇用の創出に資する。	町	
		特定地域づくり事業【再掲】 ①人材派遣事業を行う「特定地域づくり事業協同組合」を支援。 ②多様な人材や担い手の確保するため、新たな雇用の場を創出する必要がある。 ③特定地域づくり事業を推進することにより、多様な人材の確保と地域の活性化に資する。	協同組合	

6 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、「葛巻町公共施設等総合管理計画」に適合するものである。

なお、葛巻町公共施設等総合管理計画が見直しされた際は、本計画を見直しするものとする。

葛巻町公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（概要）

施設類型	施設名	対 応 方 針
産業系施設	産業施設等	(一社)葛巻町畜産開発公社や(株)岩手くずまきワイン等の関連施設については、日常的な点検・修繕を行うとともに、適切な時期に大規模改修等を行い長寿命化を図っていく。また、流通販売を農家が主体的に行える直売所や加工施設の充実化を図る。 バイオガスシステム施設は、資源循環型システムとして注目されていることから、更なる充実化を図り、町のブランド向上のための資源としていく。

7 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
葛巻町全域	製造業、農林水産物等販売業 旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

- ① 農林業関係 … 上記「Ⅲ-1-(2) その対策」及び「Ⅲ-5 計画」のとおり
- ② 農林産物加工関係 … 上記「Ⅲ-2-(2) その対策」及び「Ⅲ-5 計画」のとおり
- ③ 商工観光関係 … 上記「Ⅲ-3-(2) その対策」及び「Ⅲ-5 計画」のとおり

(3) 産業の振興施策に係る他市町村等との連携施策

産業の振興については、必要に応じて、岩手県や近隣市町村及び目標・課題を同じくする全国の自治体等と連携し、産業の振興を図るものとする。

また、都市部をはじめとした民間企業等と連携協力し、民間企業のノウハウやネットワーク等を活用することにより、産業の振興に努める。

Ⅳ 地域における情報化

1 地域における情報化

(1) 現況と問題点

町では「安全・安心な災害に強いまちづくり」を目指して地域情報通信基盤施設の整備に取り組む、「高速ブロードバンド・ゼロ世帯の解消」「地上デジタル放送難視聴解消（ケーブルテレビ化・自主放送）」「屋外告知放送端末」など、光ファイバーによるネットワーク網を整備するとともに、災害時における効率的かつ効果的で即時性のある情報伝達を行うため、ワンオペレーションで多様なメディアに一括配信できる防災連携システムの構築や地区センター等における自主放送チャンネルのエリアワンセグ放送、屋外告知放送の宅内端末の設置などにより、情報伝達手段の拡充を図ってきた。

今後は、これまで整備した施設・設備が更新時期を迎えることから、設備更新や維持管理に係る費用の増加が懸念される。

また、人口減少や少子高齢化により、労働力不足など様々な課題が深刻化することが懸念されており、これらの課題を解決するため、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した取り組みをさらに推進するとともに、マイナンバーカードを利用した行政サービスなど、町の行政手続きにおいても電子申請等への移行に対応できる環境を整備する必要がある。

(2) その対策

- ① 今後、更新時期を迎える地域情報通信基盤施設・設備について、計画的な更新を行い、適切な維持管理に努めるとともに機能強化を図る。
- ② 携帯電話不感地域やラジオ難視聴地域の解消に向けて、民間事業者と連携した取り組みを行う。
- ③ 防災情報連携システムやくずまきテレビ（自主放送）、情報配信アプリ（ライフビジョン）等を活用した行政情報・防災情報の発信を行う。
- ④ 地域課題の解決と Society5.0 の実現に向け、ＩｏＴやＡＩ、ビッグデータ、５Ｇ等の先端技術の活用を推進するとともに、行政手続きのオンライン化を推進する。

【目 標】

項 目	単 位	現 状 (令和２年度)	目 標 (令和７年度)	備 考
ＩＣＴ利活用サービス事業数【累計】	件	2	5	
電子申請サービス数【累計】	件	1	5	

2 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

「事業内容」欄の記載事項：①具体的な事業内容、②事業の必要性、③見込まれる事業効果

持続的発展施策区分		事業内容	事業主体	備考
事業名（施設名）				
3 地域における情報化				
(1)	電気通信施設等情報化のための施設			
	その他	情報通信基盤施設設備更新事業 ①地デジ、AM、FMのアンテナ更新等の情報通信基盤施設の設備更新。	町	
		情報通信基盤施設維持管理事業 ①情報通信基盤施設の維持管理等の委託。	町	
		ICT利活用推進事業 ①役場新庁舎を中心とした交流拠点施設における情報通信機器の導入のほか、情報通信技術（ICT）を活用した設備等の導入。	町	
(2)	過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	くずまきテレビ施設管理事業 ①自主放送「くずまきテレビ」の維持管理及び番組制作の委託。 ②行政情報や災害情報等について、効率的かつ効果的で即時性のある情報伝達を行う必要がある。 ③自主放送「くずまきテレビ」の維持管理及び番組制作支援を行うことにより、効率的かつ効果的で即時性のある情報伝達に資する。	町	

3 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、「葛巻町公共施設等総合管理計画」に適合するものである。

なお、葛巻町公共施設等総合管理計画が見直しされた際は、本計画を見直しするものとする。

葛巻町公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（概要）

施設類型	施設名	対 応 方 針
インフラ	地域情報通信基盤施設	町の情報を広く発信するため、施設を活用したサービスの充実化を図るとともに、更新時期を迎える施設・設備について計画的な更新を実施することで維持管理を行っていく。

V 交通施設の整備、交通手段の確保

1 道路交通網の整備

(1) 現況と課題

道路は日常生活を支えるうえで重要な社会資本であり、地域の活性化を支援するためにも道路整備が急務となっている。こうした中、令和元年 9 月に国道 281 号のバイパス機能を備えた町道茶屋場田子線が開通し、防災面の強化が図られたとともに中心市街地の活性化にも期待が寄せられる。

現在、町道の改良率は 72.1%、舗装率 60.3%となっており、未整備路線では、利便性、安全性、快適性の向上を図るため、補助事業による道路改良整備を行ってきたところであるが、全国的に橋りょう、トンネル等既存構造物の老朽化が進んでおり、新設改良と既存施設の長寿命化のバランスを考えながら道路整備の推進を図っていくことが必要である。

また、維持管理については、管理路線が多いことから効率的な維持管理・除雪体制を充実することが必要である。

幹線道路ネットワークの整備については、地域間の交流・連携や地域経済の活性化はもとより、防災・救急医療・福祉・教育・観光振興など多面的な分野の発展に大きく寄与するものであり、重要な社会資本である。現在、盛岡市以北において内陸部の国道 4 号沿線から三陸沿岸北部を結ぶ路線は、国道 281 号などがあるが、線形不良のほか、急勾配・急カーブが連続する山間部を縫うように走る路網で交通の難所であり移動に多くの時間を要する状況にある。また、観光や災害対策などの面から見ても、内陸部と三陸沿岸北部が結ばれることは地域間の連携が加速し、多分野において複合的な効果が生まれるものと期待されることから、内陸部と三陸沿岸北部を結ぶ高規格道路の早期着工・整備が望まれる。

農道や林道は、農業及び林業の生産性の向上や農林産物の輸送利便性の向上に大きく寄与することから、今後も引き続き、農業生産の向上や農林産物の輸送、農業機械の走行の効率化のため、農道・林道の整備に努める必要がある。

(2) その対策

- ① 生活関連道路の拡幅改良等により、利便性、安全性、快適性の向上を図る。
- ② 定期点検結果を基に優先順位を決め、長寿命化工事を行い住民の安全走行と町の長期的な財政負担軽減を図る。
- ③ 情報収集を強化し、効率的な道路の維持管理と除雪体制の充実を図る。
- ④ 北岩手・北三陸を横断する「(仮称) 久慈内陸道路」について、高規格道路として早急に着工・整備されるよう要望していく。
- ⑤ 農林産物の生産性の向上等を図るため、農道・林道の整備に努める。
- ⑥ 豊かな自然や生物を後世に残すため、自然景観、生態系に配慮した道路整備を推進する。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
道路改良率	%/年	72.2	73.5	
長寿命化工事済橋りょう数【累計】	棟	10	18	

2 生活交通対策の推進

(1) 現況と課題

マイカー利用の増加や人口減少、少子高齢化により、全国的に地域公共交通の利用者が減少しており、町民の足となる生活バス路線を取り巻く環境は厳しい状況にある。

町でも、生活バス路線の利用者減少に伴い、生活バス路線の減便・廃止が懸念されており、通勤、通学、買い物など住民生活の足としての生活バス路線の現状水準を確保していくため、町民と行政が一体となった利用促進の取り組みが必要となっている。

また、人口減少、高齢化が進む中、高齢者の運転免許証返納後の移動支援と生活バス路線に乗車が困難な高齢者や障がい者に対する移動のニーズが高まっている。

これまで町では、通院バスと生活バス路線の統合や児童の通学手段確保対策、100 円バスなど総合的な見直しを行い、地域公共交通の効率化と生活バス路線の利用促進の取り組みを実施するとともに、生活バス路線運行区間外の住民に対しては、町有バスや民間タクシーを活用した通院バスを運行するなど、住民の交通手段を確保してきたところである。

今後も引き続き、町民と行政が一体となった利用促進の取り組みを行うとともに、持続可能な地域公共交通を確保するため、利便性、効率性を重視した地域公共交通網の形成を図る必要がある。

(2) その対策

- ① 生活バス路線を維持していくため、バス事業者、住民、各種団体等と連携し広域的な利用促進の取り組みを推進する。
- ② 町民や来訪者にとって便利で快適な住みやすいまちづくりを目指すため、利便性の高い地域公共交通網の形成を図る。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
町内路線バス 1 便あたり利用者数	人/年	4.86	5.30	

3 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

「事業内容」欄の記載事項：①具体的な事業内容、②事業の必要性、③見込まれる事業効果

持続的発展施策区分		事業内容	事業主体	備考
事業名（施設名）				
4 交通施設の整備、交通手段の確保				
(1) 市町村道				
道 路	道路整備事業【茶屋場田子線】 ①町道茶屋場田子線の整備。	町		
	道路整備事業【葛巻浦子内線】 ①町道葛巻浦子内線の整備。	町		
	道路整備事業【愛羅瀬線】 ①町道愛羅瀬線の整備。	町		
	道路整備事業【役場線】 ①町道役場線の整備。	町		
	道路整備事業【廻立向線】 ①町道廻立向線の整備。	町		
	道路整備事業【追鍋線】 ①町道追鍋線の整備。	町		
	道路整備事業【その他路線】 ①その他、町道の改良等。	町		
	橋梁・トンネル・舗装長寿命化事業【トンネル】 ①トンネルの改良・長寿命化。	町		
橋りょう	橋梁・トンネル・舗装長寿命化事業【橋りょう】 ①橋りょうの改良・長寿命化。	町		
その他	道路維持管理・除雪事業 ①除雪体制の強化。	町		
(2) 農 道		農道整備事業【寺田線】 ①農道寺田線の整備。	町	
		農道整備事業【一般農道整備事業】 ①農道の改良等。	町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業				
公共交通	広域生活バス路線運行維持対策事業 ①広域生活バス路線の維持に対する補助金の交付。 ②通勤や通学、買い物等の住民生活の足となる生活バス路線を維持する必要がある。 ③バス事業者が運行する広域生活バス路線に対して補助金を交付することにより、生活バス路線の現状水準を維持し、持続可能な地域公共交通の確保に資する。	町		
	バス路線運行拡大支援対策事業 ①生活バス路線の増便及び利用者補助金（100円バス）の交付。 ②通勤、通学、買い物などの住民生活の足となる生活バス路線を維持するとともに、生活バス路線の利用促進を図る必要がある。 ③生活バス路線の増便及びバス利用者への補助金の交付（100円バス）により、生活バス路線の現状水準を維持するとともに、生活バス路線利用者の利便性が向上し、持続可能な地域公共交通の確保に資する。	町		
	高齢者等外出支援事業 ①75歳以上の高齢者及び重度の障がい者等に対するタクシー利用助成。 ②生活バス路線の利用が困難な高齢者等に対して、通院や買い物等ができる外出支援が必要である。 ③高齢者等に対してタクシー利用助成をすることにより、通院や買い物などの外出が可能になり、生活支援体制の強化に資する。	町		

4 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、「葛巻町公共施設等総合管理計画」に適合するものである。

なお、葛巻町公共施設等総合管理計画が見直しされた際は、本計画を見直しするものとする。

葛巻町公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（概要）

施設類型	施設名	対 応 方 針
インフラ	道 路	道路ストック総点検業務結果に基づく補修を順次行っていくとともに、点検・観察し必要な措置を講じていく。
	橋 梁	「葛巻町橋梁長寿命化修繕計画」及び道路ストック総点検業務結果に基づき、順次補修を行っていく。また、従来の対処療法的な修繕から計画的かつ予防保全的な修繕に転換し、長寿命化及びコストの削減・平準化を図っていく。

Ⅵ 生活環境の整備

1 住環境の整備

(1) 現況と課題

町内には賃貸住宅が少なく、町外からの転入者及び町内に定住しようとする若者を中心に、住宅の不足が課題となっている。

移住定住を進めるうえで、住環境の充実が必要不可欠であり、特に住宅の快適性（断熱・水洗化など）は、若い年齢層や移住希望者のニーズが高い。

町では、住環境の充実を図るため、町営住宅については、経年劣化した住宅の改修を進めているとともに、個別住宅については、耐震診断及び耐震改修の推進を図っている。

一方、人口減少に伴い空き家が増えていることから、安全上の問題がある空き家の対策のほか、移住者や定住者へ向けに空き家バンクの登録や空き家リフォームでの利活用が課題となっている。

(2) その対策

- ① 若者が定住できる魅力ある住環境を整備し、定住希望者の受入態勢を充実することにより、移住定住人口の拡大を図る。
- ② 賃貸住宅の経営者や町内の事業所等との連携により、民間の活力を活かした住環境の確保に取り組むとともに、住宅建築に必要な土地情報の提供に努める。
- ③ 町営住宅や定住促進住宅は、長寿命化計画に基づき効率よく修繕することにより、入居者へのサービス向上を図るとともに、人口減少対策に鑑みた入居者の定住を促進する。
- ④ 耐震診断士派遣事業及び耐震改修助成事業の活用を促進するため、制度の周知に努める。
- ⑤ 空き家バンクや空き家リフォーム事業により、空き家を利活用することで、不足している住環境の充実を図る。

【目 標】

項 目	単 位	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和7年度)	備 考
町営住宅施設維持修繕戸数【累計】	戸	32	46	
耐震診断戸数	戸/年	7	12	
耐震改修戸数	戸/年	3	8	
空き家バンク新規登録件数【計画期間中累計】	件	4	7	

2 水道施設の整備

(1) 現況と課題

本町の水道は、令和 2 年度末の普及率が 94.2%となっており、県平均の 94.0%と同程度となっている。

昭和 40 年代前半から整備された施設の老朽化が著しく、自然災害や渇水、水源水質の汚濁などに対する対策が必要であったほか、有収率が年々低下していることに伴い、施設の更新及び維持管理費が徐々に増加している状況であったことから、西部地区及び江刈地区の水道施設を改修するなど、順次施設改修を進めているところである。

今後も、安全で安定的な水道水を供給するため、老朽施設の更新を計画的に行うとともに、水資源の保全に努めていく必要がある。

水道事業の運営については、平成 29 年度より地方公営企業会計に移行し、水道事業の健全運営に努めているところであるが、水洗化の普及などによる生活様式の多様化により 1 人当たりの水道使用量は増加しているものの、給水人口の減少により給水量及び給水収益は減少傾向にある。

(2) その対策

① 安定的な水道水の供給を図るため、馬淵川地区（北部地域）等の老朽化した水道施設の改修工事を進める。

また、漏水対策を強化し、有収率の向上を図るよう努める。

② 統合した簡易水道及び飲料水供給施設の計画的な維持管理を進め、地方公営企業に移行したことに伴い、円滑で効率的な事業運営と透明性のある会計に努める。

③ 地震、豪雨、台風等の自然災害に対応するため、防災対策の強化に努めるとともに、各水道施設に応援配水できる体制の整備を図る。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
水道普及率	%/年	94.2	94.3	
有収率	%/年	63.2	69.6	

3 生活排水施設の整備

(1) 現況と課題

近年、生活排水による水環境の悪化が問題視されており、生活排水による環境負荷の軽減が求められている。

町の污水处理施設の普及率は年々増加し、令和2年度で58.3%となっているが、県平均82.6%を大きく下回っている。

町中心部では、隣家との間隔が狭く農業集落排水処理施設への接続が難しい家屋も多いため、接続率は75.0%で、それ以外の地域の浄化槽普及率は25.8%と低調である。

生活水準の向上に伴い、污水处理施設整備への関心は高まっているものの、高齢者世帯の増加により、住宅の建替えや改築を先送りする傾向にあり、合併処理浄化槽の普及が進まない状況であることから、今後も浄化槽の整備や農業集落排水施設への接続利用の向上が急務である。

下水道事業の運営については、令和5年度までに地方公営企業法の適用を受ける必要があることから、地方公営企業会計への移行に向けて適切に取組みを推進する。

(2) その対策

- ① 農業集落排水施設への接続ができない地域においては、浄化槽の設置、または、維持管理を町で行う「町整備型浄化槽」の整備を促進する。
- ② 農業集落排水施設への接続を促進し、施設の有効利用を図る。
- ③ 施設の計画的な維持管理を進めるとともに、地方公営企業へ移行し、円滑で効率的な事業運営と透明性のある会計を行う。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和7年度)	備 考
污水处理人口普及率	%/年	58.3	67.7	
地方公営企業会計への移行	—	—	公営企業会計 へ移行済	令和5年度に公営企業会計へ移行

4 環境衛生の充実

(1) 現況と課題

近年の社会情勢の変化に伴い、大量生産・大量消費・大量廃棄の時代から限られた資源を有効活用できる資源循環型社会への転換が求められており、それぞれの立場でその役割を認識し、責任を果たしていくことが必要とされている。

このような中、町では食料自給率の向上に向けた取組みや風力発電・バイオマス発電等の再生可能エネルギー施設の導入など、地域の豊かな自然の恵みを資源として活かしたまちづくりに取り組んできたところであり、廃棄物施策に関しても「域内処理」を前提に、これまで清掃センター（焼却施設）やリサイクルセンター、最終処分場等の施設を整備し、適正な廃棄物処理を進めてきたところである。

焼却施設をはじめ各施設ともに20年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、焼却施設については、令和13年度から県央ブロック8市町において広域処理を行うこととし、それまでの間、定期的な点検や整備を行い、既存施設を延命化しながら安全で適正な廃棄物処理をしていく必要があるほか、リサイクルセンター、最終処分場についても、広域処理に向けた動向に注視しながら既存施設の延命化や改良整備について検討していく必要がある。

また、リサイクル活動団体に対して奨励金を交付するなど、ごみの減量化やリサイクルを推進しており、今後も食品ロスの削減やコンポスト等を利用した自家処理の推進、マイバックの利用等によるごみの減量化に引き続き取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

- ① 焼却施設については、令和13年度から県央ブロック8市町で広域処理を行うこととしており、していることから、それまでの間、定期的な点検や整備を行い、既存施設の延命化を図る。

また、リサイクルセンター、最終処分場についても、広域処理に向けた動向に注視しながら現既存の延命化や改良整備について検討していく。

- ② リサイクルの推進、食品ロスの削減、コンポストなどを利用した自家処理の推進、マイバッグの利用等によるごみの減量化を図る。併せて3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発活動に努める。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和7年度)	備 考
家庭ごみのリサイクル率	%/年	34.0	39.0	
町民一人1日あたりのごみ排出量	g/年	795	745	

5 安全の確保

(1) 現況と課題

交通安全、防犯

本町における交通事故の発生状況をみると、高齢者が関係する事故の割合が増加傾向にあることから、高齢者に対する交通安全思想の普及啓発活動をより一層推進する必要がある。

また、交通弱者である子どものための交通安全教室を引き続き開催し、交通事故の発生防止に努める。

犯罪発生状況においては、国際化・車社会による広域化・情報化が進展する中で、巧妙な特殊詐欺やインターネット犯罪など新たな犯罪手法が増加していることや、インターネットなど仮想世界の有害情報や出会い系サイトなどによる犯罪に子どもや高齢者が巻き込まれる事案が増加しているほか、その手口も多様化、複雑化している。観光客、都市住民との交流などによる来町者の増加に伴い交通事故、犯罪、非行などの増加も懸念されるところであり、交通安全・防犯体制の充実が重要であるとともに家庭・地域ぐるみで意識の高揚を図る必要がある。

また、人口減少、少子高齢化などに伴い、交通指導員、防犯指導員などの担い手確保が難しくなっており、地域との連携がより重要となっている。

防 災

我が国は不測の地震・風水害等の自然災害が発生しやすい自然条件下にあるほか、近年の地球規模の気候変動などにより、災害発生態様が多様化し、その被害も大規模化する傾向にある。

このような中、災害から町民の生命・財産を守ることが必要であり、近年の自然災害や過去の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくりのため防災・減災に係るハード・ソフト両面の対策を進める必要がある。

消防機関は、強固な組織と豊富な経験・機動力を有し、防災体制の中核としての役割が求められており、火災や災害時において迅速かつ的確に機能するため、消防力及び消防水利等施設の充実強化を図る必要がある。

一方、消防団員数の減少や消防団員の就業構造の変化による出動体制等の問題を抱えており、消防団組織の持続的かつ安定的な活動に向け、消防団組織の充実強化・活性化対策を推進する必要がある。

(2) その対策

交通安全、防犯

- ① 交通事故は歩行者や運転手のちょっとした油断が原因であり、日頃より交通安全思想を理解し安全運転の知識を深めることが重要であることから、関係団体と協力し様々な機会での指導及び啓発活動を実施する。
- ② 地域や関係団体と連携・協力し、近年多様化・複雑化する犯罪の被害防止に努める。また、指導・啓発活動を担う防犯指導員の確保に努める。

- ③ スマートフォンなどの普及により、子どもがインターネットを利用する機会が増加していることから、保護者を含めた適切な利用方法の在り方などの啓発を進め、非行防止と犯罪被害防止に努める。

防災

- ① 消防団の充実強化を図るため、施設・装備の拡充、消防団員の教育訓練の充実、処遇の改善等を図るとともに、青年層の積極的な加入促進を図り活動能力を高める。
- ② 災害時の初期対応が被害軽減に重要であることから、常備消防体制のより一層の強化を図る
- ③ 婦人消防協力隊や幼年・少年消防クラブ等の自主防災組織及び自主防災隊に対して、引き続き育成指導を行い、地域ぐるみの消防防災体制の確立を図る。
- ④ 複雑多様化する各種災害に対して迅速かつ的確に対処するため、防災情報伝達基盤を整備するとともに、消防機械器具の更新や消防防災施設の整備を推進する。
- ⑤ 消防水利は、今後とも計画的に充足率の向上に努めるとともに、消防水利の不良地域を解消するための整備に努める。
- ⑥ 災害の予防及び被害の軽減には、町民の一人ひとりの防災意識と地域の連携、ボランティア精神に基づく自主的な防災活動が必要であることから、防災知識・技能の習得のため各事業所や自治会等に対し、避難訓練、初期消火訓練、防災研修会等の実施を促し、防火・防災に係る意識の普及啓発を図る。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
交通事故（死亡・人身）発生件数	件/年	1	0	
消防団員の確保（定数346人）	人/年	282	330	

6 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

「事業内容」欄の記載事項：①具体的な事業内容、②事業の必要性、③見込まれる事業効果

持続的発展施策区分		事業内容	事業主体	備考
事業名（施設名）				
5 生活環境の整備				
(1) 水道施設				
上水道		馬淵川地区水道施設整備事業 ①取水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の整備。	町	
		配水管布設替事業【大橋、町裏線】 ①大橋、町裏線の連絡管の整備。	町	
		連絡管・配水管布設替等事業【葛巻地区・江刈地区連絡管】 ①葛巻地区・江刈地区の連絡管の整備。	町	
(2) 下水処理施設				
農村集落排水施設		農業集落排水施設機能強化事業 ①四日市地区を葛巻地区へ接続するための施設整備。	町	
	その他	公共浄化槽等整備推進事業 ①町整備型浄化槽の設置。	町	
(3) 廃棄物処理施設				
ごみ処理施設		清掃センター長寿命化修繕事業 ①機器等修繕による施設の長寿命化。	町	
		リサイクルセンター改修事業 ①機器等の整備、施設の長寿命化。	町	
		清掃運搬施設整備事業 ①最終処分場の機器等の整備、長寿命化。	町	
(5) 消防施設		消防防災設備整備事業 ①消防ポンプ自動車等の更新。	町	
(6) 公営住宅		町営住宅改修事業 ①老朽化した町営住宅の改修工事。	町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業				
生活		水洗化普及支援事業 ①水洗化工事に係る経費の一部を助成。 ②快適で安全な生活環境の維持と生活排水による環境負荷の軽減を図る必要がある。 ③水洗化工事に係る経費の一部を補助することにより、快適な生活環境の維持と生活排水による生活排水による環境負荷の軽減に資する。	町	

7 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、「葛巻町公共施設等総合管理計画」に適合するものである。

なお、葛巻町公共施設等総合管理計画が見直しされた際は、本計画を見直しするものとする。

葛巻町公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（概要）

施設類型	施設名	対 応 方 針
行政系施設	消防屯所	建物の耐用など優先順位を判定した上で耐震性能や備蓄倉庫を備えた施設へと整備していく。また、整備の際は、隣接の集会施設と集約化することにより、事業費の縮減と併せ合理的な活用を図っていく。
供給処理施設	供給処理施設	各施設とも建設後20年以上経過しており、老朽化が進んでいる。施設の機能停止は町民生活に直接影響を及ぼすため、日常的な点検・修繕を一層的確に実施し長寿命化を図るとともに、計画的な修繕・更新を実施する。
公営住宅 その他	公営住宅	全体的に経年劣化が進んでいることから、平成28年度に策定した「町営住宅長寿命化計画」に基づき日常的な点検・修繕や大規模改修を計画的に実施する。
	火葬場	日常的な点検・修繕の実施することで長寿命化を図る。
インフラ	上水道施設	老朽化が進んでいる施設があることから、自然災害に強い施設の整備を計画的に進めていくことともに、日常的な点検・修繕を実施する。
	下水道施設	管渠等施設や合併浄化槽の定期的な点検・修繕を実施し、安定的な処理を行える性能を維持していく。
	公 園	国土交通省が策定した「公園施設長寿命化計画策定指針」に基づき、予防保全型管理と事後保全型管理による計画的な維持管理を実施し、長寿命化を図る。

VII 子育ての環境の確保、

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保

(1) 現況と課題

子育て環境の充実

近年、町の出生者数は年間 20 人程で推移しており、出生者数の減少に歯止めがかからない状況が続いている。

妊娠・出産にあたっては、近隣に出産を扱う医療機関が無く、盛岡市等の遠方の医療機関に通院しなければならず、身体的・経済的負担が大きくなっているほか、核家族化や周囲に出産・育児をサポートしてくれる存在がいないことなど、出産を取り巻く環境が厳しくなっている。

また、不妊に悩む夫婦も多く、高額な特定不妊治療を受けなければならないケースもある。

このことから、妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境を整備する必要がある。

また、ひとり親家庭や生活保護世帯、障がい児など、様々な事由により児童の養育支援が必要とされる家庭は年々増加傾向にあり、その生活の安定と児童の健全な育成が図られるよう、家庭養育支援や相談体制の充実を図る必要がある。

就学前教育の充実

町では、幼児期の子どもの資質・能力を育むため、平成 26 年度から全保育園年長児を対象にバイオリン教室を開催しているところである。今後も、バイオリン教室等の就学前教育の充実を図るとともに、保育園から小学校への円滑な移行を目指して、保育園と小学校の連携を更に推進する必要がある。

また、町立保育所の園舎は、昭和 40 年から 50 年代に整備されたものであり、老朽化が懸念されていることから、施設整備が重要な課題となっているほか、多様化する保育サービスのニーズに対応するため、病児・病後児保育の実施について検討する必要がある。

(2) その対策

子育て環境の充実

- ① 出産を希望する人を支援するため、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努める。
- ② 子育てをする保護者が気軽に相談できる「子育て世代包括支援センター」により、産前産後サポート事業及び産後ケア事業など、妊娠・出産、子育てまで、切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、各健康診査や予防接種などにより、妊婦・乳幼児の健康保持・増進を図る。
- ③ 地域で安心した生活を営めるよう、ひとり親家庭などが生活上抱えている問題を解決し、自立の促進と生活の安定を図るため、母子相談員及び専門員による特別相談を実施するとともに児童扶養手当の支給及び医療費の助成等の活用による生活援護に努める。

- ④ 関係機関との連携を図り、各種健診事業等による障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努めるとともに、胎児及び乳児期における障がいの早期発見、早期療育体制の強化を図り、障がい程度の軽減に努める。

就学前教育の充実

- ① バイオリン教室による情操教育や地域資源を活かした学びを充実させるとともに、地域との交流の機会を創出し、郷土を愛おしむ心や自発性、創造性を育むことで、幼児期において育むべき資質・能力の向上に努める。
- ② 小学校への円滑な接続のため「保・小接続プログラム」を推進し、保育園と小学校の連携を強化する。
- ③ 町立保育所の園舎は、老朽化が著しいことから、早急に施設整備を進める必要がある。
なお、施設整備にあたっては、保育園と小学校の連携を更に推進する観点から、小学校に隣接した施設を整備することを検討する。
- ④ 多様化する保育サービスのニーズに対応するため、乳児保育や延長保育、一時保育、障害児保育等の更なる充実を図るとともに、病児・病後児保育の実施について検討する。

【目 標】

項 目	単 位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
年間出生者数（1～12月）	人／年	22	27	
妊婦及び乳幼児の健康診査受診率	%／年	100	100	
園舎改築数【累計】	園	—	2	

2 高齢者福祉の向上

(1) 現況と課題

町の 65 歳以上の高齢者人口については、総体的な人口減少にもかかわらず年々大幅な増加傾向を示していたが、平成 22 年の国勢調査以降は減少に転じている。しかしながら、高齢化率は年々増加しており、令和 3 年 3 月末時点で 47.9% と非常に高い水準である。

また、高齢者の一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯の比率も高くなっており、地域での孤立化の防止や平時からの見守り支援など、高齢者に対する生活支援ニーズが高まっている。

町では、地域安心生活支援員や民生委員等による家庭訪問などの見守り支援のほか、高齢者の安否確認と食事の提供サービスを組み合わせた配食サービス事業の実施、高齢者相互に介護予防や交流活動を行うための「通いの場づくり」の実施、生活バス路線の利用が困難な高齢者に対して、タクシー料金の一部を助成する高齢者等外出支援事業を実施するなど、生活支援体制の強化を図ってきたところである。

今後も引き続き、地域課題や高齢者の生活支援ニーズの把握に努めながら、住み慣れた地域で、健康で安心して暮らし続けていけるよう、地域の特性に応じた「地域包括ケアシステム」の体制を整備する必要がある。

(2) その対策

- ① 医療・介護・福祉・保健の各分野における関係機関、団体等と連携を図り、生活支援サービスの検討や支援を行うための体制整備を図り、地域包括ケアシステムの体制を整備する。
- ② 高齢者が様々な活動に積極的に取り組めるように、疾病の早期発見・早期治療を目的とした各種健診事業を実施し、健康寿命を延ばす取り組みを推進するほか、交流機会の創出、生きがいづくりを推進するため、活動拠点の整備を図る。

【目 標】

項 目	単 位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
要介護認定率	%/年	23.6	23.7	
老人クラブ加入率	%/年	15.9	17.5	

3 その他福祉の向上

(1) 現況と課題

地域福祉は、少子高齢化や核家族化、生活スタイルの多様化など、社会情勢の急激な変化により、地域における「結いっこ」といわれる相互扶助機能の希薄化が危惧されるとともに、ボランティア活動に取り組むメンバーの高齢化とリーダー不足が懸念されている。

また、高齢化や雇用情勢の変化など、社会情勢の影響や傷病等が原因で生活が困窮するケースがあり、生活相談、就労支援など、生活困窮者に対して適切な対応が必要となっている。

障がい者福祉は、各種障害者手帳所持者数がここ数年ほぼ同程度で推移してるが、対象者の高齢化及び重度化が進んでいるほか、介護者の高齢化も進んでいる。

こうした中で、障がい者を持つ家庭は養育、介護など多面的な問題を抱えており、必要とする養育や社会適応能力を高める援護、身体・知的・精神の各障がい者及び難病患者等の在宅生活に対する総合的な相談・コーディネート体制の確立などを求めており、在宅における福祉サービス体制の充実に努める必要がある。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、施設や病院から地域生活への移行や就労に対する支援、社会参加を推進する取組みが求められている。

(2) その対策

- ① 「小地域見守りネットワーク活動」など地域住民による見守り支援活動に対して支援を行うとともに、ボランティア養成講座等を開催し、人材の発掘・育成を推進する。
- ② 広報やくずまきテレビ等を有効活用し、社会福祉制度などの情報提供の充実に努める。また、関係機関と連携を強化して相談機能の充実を図るとともに、民生児童委員や地域安心生活支援員等の活動支援に努める。
- ③ 障がいや病気に対する町民の理解を深めるため、啓発活動、福祉教育の推進等を図るとともに、障がい者の地域生活を支援するために、グループホーム等の整備や日中活動の場の確保に向けた取り組みを進めるとともにスポーツ活動等の交流・社会参加機会の拡充に努める。
- ④ サービス事業者等の各種団体と連携を図り、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び障害者総合支援法に基づく各種サービス等の充実を図るとともに、障がいの重度化や障がい者の高齢化等に対応した相談支援体制の充実を図る。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
ボランティア登録者数	人/年	247	255	
施設入所者数	人/年	29	25	

4 健康づくりの推進

(1) 現況と課題

町民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすいよう、地域や行政などの役割を明確にし、健康を支える環境づくりの推進が求められている。

こうした中、町の健康課題として、肥満者の割合が高いことや、がん、心疾患、糖尿病などの生活習慣病患者が多いこと、幼児期のむし歯有病率、成人期の歯周疾患が高いなどが上げられる。

糖尿病やがんなど生活習慣病の早期発見、早期治療につなげるためには、新たな健康診査項目の追加、若年層からの定期健康診査の受診促進に仕組み、病気等の予防と健康づくりに対する意識向上への働きかけが必要であるとともに、経済的な理由などにより各種検診・特定健康診査の未受診者が多い状況を解消するため、検診受診環境を整備する必要がある。

さらには栄養バランスの偏りや塩分摂取量の過多など、生活習慣の乱れが心身の健康に影響を及ぼすことから、子どもから高齢者までを対象とした食育講習会（料理教室）などによる食育の推進が求められている。

また、新型コロナウイルスを含む感染症対策については、感染症の早期終息に向けた対策が重要であることから、手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するとともに、予防接種を行い、町民全体の免疫水準の向上を図る必要がある。

さらに、町の自殺率は、町や支援団体等の活動により減少傾向にあるものの、国や県の水準より高く推移していることから、自殺予防に関する知識を共有するため、“気づき”“つなぐ”“見守る”の3つをキーワードに更なる人材育成と関係機関との横断的な連携体制の推進により、一人ひとりが抱える問題に対し、気軽に相談できる体制の整備と更なる周知が求められている。

(2) その対策

- ① 町民が生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るために、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に努め、健康増進対策を推進する。
- ② がん検診や特定健康診査による疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、保健指導により、高血圧、高コレステロール、高血糖、塩分摂取量など、生活習慣病予防を推進する。
- ③ 妊婦、幼児及び40歳からの節目歯科健康診査を実施するほか、小中高校へのブラッシング教室やむし歯予防に関する健康講話などにより、生涯にわたって歯の健康を保つことができるよう支援する。
- ④ 町民、自治会、学校、職域、地区組織が連携しながら、地域の特性を活かした食育を推進し、健康寿命の延伸を図る。
- ⑤ 感染症の発生・まん延の防止及び重症化を軽減するため、基本的な感染対策の普及啓発に努めるとともに、予防接種を行い、町民全体の免疫水準の向上を図る。
- ⑥ 町民の悩みや不安解消のため、関係機関、教育機関、自治会、職域、ボランティア団体等と連携を図り、こころの健康づくりを推進するほか、職場におけるゲートキーパー等の人材育成や、児童生徒など若年層への「いのちの大切さ」を啓発する事業の推進を図る。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
がん検診受診率の向上 胃	%/年	37.4	50.0	
〃 肺	%/年	46.0	55.0	
〃 子宮	%/年	23.4	50.0	
〃 乳房	%/年	28.6	50.0	
自分の歯を80歳で20本以上有する高齢者の率	%/年	2.1	24.2	
人口10万人当たりの自殺者数（自殺死亡率）	人/年	33.2	25.8	岩手県保健福祉年報数値

5 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

「事業内容」欄の記載事項：①具体的な事業内容、②事業の必要性、③見込まれる事業効果

持続的発展施策区分		事業内容	事業主体	備考
事業名（施設名）				
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
(1) 児童福祉施設				
保育所		保育施設再整備事業 ①保育園舎の改築に係る実施設計及び本体工事。	町	
(3) 高齢者福祉施設				
老人福祉センター		高齢者福祉施設整備事業 ①高齢者相互の交流機会の創出、生きがい活動を推進するための拠点整備。	町	
(4) 介護老人保健施設		特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備事業 ①高砂荘浴室の増築。	町	
(5) 障害者福祉施設				
障害者支援施設		グループホーム整備事業 ①障がい者用グループホームの整備。	町	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
児童福祉	マタニティライフサポート事業（母子保健事業） ①出産前に必要な用品購入や妊婦健診時の移動・宿泊に係る費用を助成。 ②出産を希望する人を支援するため、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努める必要がある。 ③出産前に必要な経費の一部を助成することにより、出産に係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを産める環境づくりに資する。 出産祝金支給事業 ①出産に対する祝い金の支給。 ②妊娠・出産から子育てを支援するため、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努める必要がある。 ③出産祝金を支給することにより、子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを産める環境づくりに資する。 在宅子育て応援事業 ①保育施設等を利用していない乳幼児を在宅で育児している世帯に対する支援金。 ②育児により無給になるなど、様々な事由により乳幼児の養育支援が必要となる世帯に対し、生活の安定と乳幼児の健全な育成が図られるよう、家庭養育支援の充実を図る必要がある。 ③在宅子育て支援金を支給することにより、子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境づくりに資する。		町	
高齢者・障害者福祉	高齢者見守り支援事業 ①くずまきホットライン運営事業に対する補助。 ②高齢者福祉の向上のため、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯の見守りの強化を図る必要がある。 ③テレビを活用して高齢者の安否確認や行動履歴の確認ができる「くずまきホットライン」を有効活用することにより、高齢者の見守り支援に資する。		町	
	配食サービス事業 ①高齢者等に対する食事の提供サービスの委託。 ②高齢者等の福祉の向上のため、栄養バランスの摂れた食事の提供と定期的な見守り支援を行う必要がある。 ③定期的に配食サービスを行うことにより、高齢者等の健康管理と見守りに資する。		社会福祉協議会	
	障がい者等通院交通費助成事業 ①障がい者等が町外医療機関への通院に係る交通費の一部助成。 ②障がい者福祉の向上のため、町外の医療機関に通院しやすい環境を整備する必要がある。 ③通院に係る費用を助成することにより、経済的負担の軽減に資する。		町	
健康づくり	感染症予防事業 ①インフルエンザやロタウイルスなど、子どもの任意の予防接種に要する費用に対する助成。 ②子育て環境の確保のため、安心して子どもを育てられる環境づくりと健康づくりに努める必要がある。 ③任意の予防接種に要する費用を助成することにより、子育て世帯の経済的負担が軽減され、子育て環境の確保と子どもの健康づくりに資する。 ニコちゃん健康ポイント事業 ①各種健診や健康づくりに関する事業の参加者に対して、くずまき商業協同組合が発行するポイントカードに、健康ポイントを付与する。 ②町民の健康づくりの推進のため、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりに取組みやすい環境を整備する必要がある。 ③各種健診や健康づくりの取組みに対してポイントを付与することにより、町民が健康に関心を持ち、健康を支える環境づくりに資する。		町	町

	その他	ぬくもり助成事業 ①町民税が非課税の高齢者世帯等に対してくずまき商品券の交付する。 ②福祉の向上ため、高齢者及び障がい者、ひとり親世帯等の生活困窮者に対する福祉サービスの提供が必要である。 ③生活困窮者に対して商品券を交付することにより、誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりに資する。	町	
--	-----	---	---	--

6 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、「葛巻町公共施設等総合管理計画」に適合するものである。

なお、葛巻町公共施設等総合管理計画が見直しされた際は、本計画を見直しするものとする。

葛巻町公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（概要）

施設類型	施設名	対 応 方 針
保健福祉施設	保健センター	劣化が進んでおり、役場庁舎の対応方針と併せて大規模改修や建替え等の対応を調査・検討していく。 ※現在、役場庁舎と併せて建設中（令和4年度完成予定）
	介護施設	建替えが終了した養護老人ホーム葛葉荘等の高齢者福祉施設については、日常的な点検・修繕を行うことで長寿命化を図っていく。
学校教育系施設	子育て支援施設	葛巻保育園以外の建物は経年劣化が進んでいることから、建物の耐用に合わせて段階的に更新を進める。なお、更新の際は近隣の学校施設等の公共施設との複合化・集約化を検討する。

VIII 医療の確保

1 医療の確保

(1) 現況と課題

町の医療機関は、町立病院 1、開業医院 1、歯科医院 3 となっており、いずれも町の中心部に集中している。

また、本町は、地理的条件が厳しく、岩手医大や県立中央病院といった基幹病院への日常的通院が困難であることから、町の医療機関においては、かかりつけ医としての機能を担うほか、幅広く質の高い医療サービスを提供できる医療体制の整備と設備の充実が求められている。

このような中、急速に進む高齢化により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることに伴い、通院が困難な高齢者等が増加していることから、引き続き、円滑に通院ができるよう通院バスの運行に努める必要がある。

また、今後、入院患者の高齢化も進むことが予想されることから、退院後のスムーズな在宅復帰に向けた支援を行う病床機能が求められるとともに、訪問診療等在宅医療の推進を図る必要がある。

さらに、町内の医療機関や介護施設で従事する看護師等、専門技術職員の数が慢性的に不足していることから、平成 27 年度に創設した看護職員等養成修学資金貸付制度等により、医療機関で従事する人材確保に努める必要がある。

現在、町立病院である葛巻病院の診療科は、内科・外科・産婦人科・小児科・眼科の 5 科であるが、小児科、産婦人科の常勤医師が不在となっているほか、休日及び夜間等における初期救急医療の充実や、常勤医師の負担軽減のため、継続して医師確保に努めるとともに、広域の二次救急医療機関や精神科などの専門医と連携を強化する必要がある。

また、介護保険法の改正により、介護療養型医療施設が平成 29 年度末で廃止されたことから、令和 6 年 3 月 31 日までの介護医療院等への転換とともに、公営企業として健全な経営が求められている。

(2) その対策

- ① 葛巻病院では、地域医療の幅広い役割と機能を担うため、医療機器等の適切な管理と計画的な更新・購入を進め質の高い医療体制を整備するとともに、地域包括ケア病床と専任の在宅復帰支援担当者の活用により、退院後のスムーズな在宅復帰に向けた支援や介護施設等へ移行するための支援を行う。
- ② 遠隔地から町の医療機関に通院できるよう、生活バス路線やスクールバス等と調整を図りながら、円滑な通院バスの運行に努める。
- ③ 町内の医療機関や介護施設等で従事する看護師等、専門技術職員を確保するため、看護職員等養成修学資金貸付制度の周知、利用促進を図り、町内の医療機関における人材確保に努める。

- ④ 葛巻病院では、引き続き常勤医師の確保に努めるとともに、臨床研修医師を積極的に受入れ、岩手医大や県立病院等からの派遣を受け、専門科の外来診療の確保と常勤医師の負担軽減に努める。また、学会や専門研修等に積極的に参加させ、医師、看護師、医療技術職員の能力向上を図る。
- ⑤ 長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、日常的な医学管理や看取り等、医療機能と生活施設としての機能を併せ持った介護医療院等の導入を検討するとともに、公営企業として、診療報酬等医業収益の増加を推進し、経常経費の積極的な節減を進め収支の改善に努める。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
病床利用率	%/年	67.2	70.0	
外来患者数	人/年	23,999	24,200	
看護職員等養成修学資金を活用し町内施設に従事した人数【累計】	人	2	6	

2 計 画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

「事業内容」欄の記載事項：①具体的な事業内容、②事業の必要性、③見込まれる事業効果

持続的発展施策区分		事業内容	事業主体	備考
事業名（施設名）				
7 医療の確保				
(1) 診療施設				
	その他	医療器械整備事業 ①医療器械の更新、購入。	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	医師等確保対策事業 ①自治医大等への医師配置養成、派遣医師確保に要する費用。 ②地域医療の確保のため、町立病院の医師確保に努める必要がある。 ③町立病院の医師確保に努めることにより、誰もが安心して医療を受けられる体制づくりに資する。	町	
その他	子ども医療費助成事業 ①子どもの医療費の全額を助成。 ②子育て環境の充実に図るため、妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援体制の充実に図り、安心して子どもを産み育てられる環境を整備する必要がある、 ③子どもの医療費を無料化することにより、子育て世帯の経済的負担が軽減され、子育て環境の充実に資する。	町		

3 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、「葛巻町公共施設等総合管理計画」に適合するものである。

なお、葛巻町公共施設等総合管理計画が見直しされた際は、本計画を見直しするものとする。

葛巻町公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（概要）

施設類型	施設名	対 応 方 針
医療施設	葛巻病院	新病院が建設されたことから、日常的な点検・修繕を行うとともに、設備等の適切な更新により陳腐化を生じさせないようにしていく。また、広域的な利用や遠隔診療の導入等により地域医療の健全化と経営の合理化を図っていくことを検討する。

Ⅸ 教育の振興

1 小中学校教育の充実

(1) 現況と課題

出生数の低下、少子化の進行が著しいことから児童生徒数は減少傾向が続いており、今後は適正規模での学級編成や学校経営を考慮した小中学校の再編が重要な課題となっている。

児童生徒の育成については、将来の夢や希望を具体的に考えるキャリア教育の推進、地域住民との連携を図るコミュニティスクールによる教育の充実が急務である。また、基礎的な学力の向上と一貫した指導を行うため、保育園・小学校・中学校・高等学校の枠を超えた教育連携を強化する必要がある。さらに、児童生徒の生活習慣の変化により肥満傾向の割合が全国平均に比べ高く、学校給食による食育の推進などにより健康づくりへの意識を高める必要がある。

施設環境については、児童生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう定期的に改修を行うとともに、デジタル化に対応した情報通信技術の活用など教育備品等の質の向上を図り、地域の特色を生かした教育活動が展開できるような環境づくりが必要である。

さらに、地域で活躍する郷土愛に満ちあふれた“ひと”づくりを推進するとともに、児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図り、子育てしやすい環境を整備する必要がある。

(2) その対策

- ① コミュニティスクールを設置し、地域住民との連携により、全ての小中学校において地域とともに歩む学校づくりを進める。
- ② 保育園・小学校・中学校・高等学校の教育連携を強化、継続し、基礎的な学力向上と一貫した児童生徒指導を実践する。
- ③ 学校給食による食育を通じた健康づくりの意識を醸成する。
- ④ 少子化に対応した学校規模や配置の在り方を検討し、地域の教育力を最大限に活用できるような学習環境及び施設を整備する。
- ⑤ 地域で活躍する郷土愛に満ちあふれた“ひと”づくりを推進するとともに、児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、児童生徒の学びに必要な経費に対する支援を行なう。
- ⑥ 児童生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう、校舎等の施設の維持管理に努める。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
コミュニティスクールの設置【累計】	校	0	7	令和 4 年度に町内全校で設置
将来の夢や目標を持っている生徒の割合（中 3）	%/年	82.0	県平均以上	

2 高等学校教育の充実

(1) 現況と課題

町では、平成 14 年度に岩手県内 2 番目となる地域連携型中高一貫教育を導入し、県立葛巻高等学校と町内 3 中学校の教育連携を推進している。

平成 27 年度に創設した「くずまき山村留学制度」等の取組みにより、令和 2 年度の県立葛巻高等学校の入学者数は、49 人（うち町内連携中学校から 25 人、町外から 8 人、山村留学生 16 人）で、連携中学校からの県立葛巻高等学校への進学率は 80.6%となっているほか、くずまき山村留学制度の定着が図られている。

また、令和 3 年度からは、内閣府の「高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業」を県立葛巻高等学校が受託し、首都圏から高校 2 年生 2 名を地域留学生として迎え入れ、将来的な関係人口創出・拡大を目指している。

さらに、平成 29 年度に県内初の公営塾として開設した「葛巻町学習塾」は、令和 2 年度の葛巻高校生利用率が 68.7%で、生徒の進路達成に大きく貢献しており、令和 2 年度の卒業者は、43 人（うち進学 34 人（うち国公立大学 14 人）、就職 9 人）で、進路決定率は 100%となっている。

(2) その対策

- ① 中高 6 年間を通じて継続的教育・指導を充実させ、生徒一人ひとりの個性を伸ばし、学力の向上と郷土愛の醸成を推進する。
- ② 葛巻町学習塾を継続して運営し、個々の学習ニーズに合わせたフォローを行い、進路達成に向けた学力向上や人材育成を図る。
- ③ 葛巻高等学校教育振興協議会への補助を継続し、町内外の遠距離通学者に対するスクールバスの運行や通学助成等を行う。
- ④ 全国に向けて「くずまき山村留学制度」や「地域みらい留学制度」を情報発信し、首都圏をはじめ、全国から留学生を受入れ、将来的な関係人口の創出・拡大を図る。

【目 標】

項 目	単 位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
葛巻高校の学級数	学級/年	6	6	
葛巻高校への入学者数	人/年	49	42	
くずまき山村留学新入生数	人/年	16	10	
葛巻町学習塾利用率	%/年	68.7	70.0	

3 生涯学習の推進

(1) 現況と課題

町では、だれもが生きがいを持って心豊かに健康な生活を送れるよう、公民館において多様な講座を開催するなど、町民が多様な文化に触れる機会を創出しているほか、生涯学習フェスティバルや地区文化祭、郷土芸能発表会など学習成果の発表の場を提供している。

生活環境の変化等により、町民の生涯学習に対するニーズが多様化していることから、町民ニーズを踏まえた学びの機会を提供するとともに、町民の自主的な学習の支援を行う体制の整備が必要である。

また、令和4年度に完成予定の新庁舎には、町民の学びと交流、図書室機能や文化創造活動の拠点となるスペースが整備されることから、新たな機能を活用したサービスの提供が求められる。

(2) その対策

- ① 町民の生涯学習に対する多様なニーズに対応するため、次代を担う子ども達が様々な体験や学習ができる環境の整備と支援態勢の充実を図る。
- ② 新庁舎建設に伴い、生涯学習施設の整備が図られることから、教室や講座メニュー、人材育成等のソフト面の充実を図るとともに、各種団体等が自主的に活動できる環境や制度の充実を促進する。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和7年度)	備 考
生涯学習講座・教室参加者の割合（対人口比）	%/年	20.7	35.0	

4 生涯スポーツの推進

(1) 現況と課題

町では、町民総合体育大会や各種スポーツ教室などの開催により、町民がスポーツに触れる機会を創出しているほか、サイクルツーリズムの推進など、スポーツと観光分野が連携した取組みを実施している。

また、総合運動公園の改修やスポーツ備品の整備を行い、スポーツ施設や備品が充実したことに加え、スポーツ合宿の支援制度の創設により、町外からの各種スポーツ合宿やスポーツ大会の誘致が進んでいる。

一方、町民のスポーツに触れる機会の多さと比較し、成人のスポーツ実施率が低く、また、児童生徒には肥満傾向が見られることから、各種スポーツ協会や総合型スポーツクラブ等の活動を推進する必要がある。

また、人口減少等により団体競技の継続が困難になっているほか、中学校における部活動等の指導者やコーディネーター等の人材が不足している。

(2) その対策

- ① スポーツ協会等と連携し、町民がゆとりを持ってスポーツができるような環境の整備と機会の創出を図る。
- ② トップアスリート等の招聘による教室の開催や交流大会等の開催により、競技レベルの向上を図る。
- ③ スポーツ協会や各競技団体等と連携し、大会やスポーツ合宿の誘致を推進し、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図る。
- ④ スポーツ施設や備品の充実を図るとともに、スポーツコーディネーター等の人材の確保・育成に努める。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和7年度)	備 考
各種スポーツ教室の開催	教室/年	9	15	
各種スポーツ教室参加者の割合（対人口比）	%/年	27.2	40.0	
スポーツ大会の誘致 大会数	大会/年	0	13	参考：平成30年度実績 11大会
" 参加者数	人/年	0	2,000	参考：平成30年度実績 1,904人
スポーツ合宿の増加 団体数	団体/年	6	50	参考：平成30年度実績 43団体
" 宿泊者数	人/年	338	1,200	参考：平成30年度実績 1,093人
スポーツコーディネーターの設置【累計】	人	0	1	

5 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

「事業内容」欄の記載事項：①具体的な事業内容、②事業の必要性、③見込まれる事業効果

持続的発展施策区分		事業内容	事業主体	備考
事業名（施設名）				
8 教育の振興				
(1) 学校教育関連施設				
校舎・屋内運動場	校舎等改修事業 ①校舎及び屋内運動場の長寿命化。	町		
教職員住宅	教員住宅整備事業 ①教員住宅の長寿命化。	町		
スクールバス・ポート	スクールバス運行事業 ①スクールバス車両の更新。	町		
給食施設	学校給食センター整備事業 ①学校給食センターの設備・機器の整備。	町		
(3) 集会施設、体育施設等				
体育施設	スポーツ施設整備事業 ①総合運動公園や社会体育館等の改修。	町		
(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
義務教育	学び輝く“ひと”づくり支援事業 ①子どもたちの“学び”に必要な経費に対する支援。 ②子育てしやすい環境を整備するため、児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図る必要がある。 ③子どもたちの“学び”に必要な学用品等の経費に対して支援することにより、保護者の経済的負担が軽減され、子育て環境の充実に資する。	町		
高等学校	高等学校教育振興事業 ①魅力ある学校づくりや通学に対する補助金の交付。 ②県立葛巻高等学校の魅力を生み出すため、特色ある学校づくりに対する支援や通学に対する支援を充実させる必要がある。 ③葛巻高等学校教育振興協議会に対して補助金を交付することにより、県立葛巻高等学校における教育の充実が図られるとともに、魅力ある学校づくりと町内唯一の高等学校の存続に資する。	町		
	くずまき山村留学制度推進事業 ①山村留学生の受け入れや寄宿舎運営体制の充実に要する費用。 ②全国から山村留学生を受け入れるため、受け入れ体制の充実を図る必要がある。 ③全国から山村留学生を受け入れることにより、町内唯一の高等学校の存続と県立葛巻高等学校の魅力化、将来の関係人口の創出に資する。	町		
	地域みらい留学事業 ①首都圏の高校2年生を1年間留学生として受け入れるための費用。 ②地域みらい留学生を受け入れるため、受け入れ体制の充実を図る必要がある。 ③地域みらい留学生を受け入れることにより、県立葛巻高等学校の魅力化と将来の関係人口の創出に資する。	町		
	葛巻町学習塾運営事業 ①学習塾の管理運営業務委託に要する費用。 ②県立葛巻高等学校の教育環境の充実を図るため、継続して学習塾を運営する必要がある。 ③葛巻町学習塾を運営することにより、生徒の進路達成に向けた学力向上が図られ、教育環境の充実と人材育成に資する。	町		
生涯学習・スポーツ	スポーツツーリズム奨励事業 ①町のスポーツ施設を利用した大会の主催者や合宿利用者への支援。 ②スポーツを通じた交流人口の拡大を図るため、町外から各種スポーツ合宿やスポーツ大会を誘致する必要がある。 ③スポーツ合宿やスポーツ大会を誘致することにより、交流人口の拡大による地域経済の活性化が図られる。	町		

6 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、「葛巻町公共施設等総合管理計画」に適合するものである。

なお、葛巻町公共施設等総合管理計画が見直しされた際は、本計画を見直しするものとする。

葛巻町公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（概要）

施設類型	施設名	対 応 方 針
町民文化系施設	総合センター	劣化が進んではいるが、耐震性能には問題が無く、躯体自体の劣化は役場庁舎に比べると遅くなっている。ただし、役場庁舎の対応方針と併せて大規模改修や建替え等の対応を調査・検討していく。 ※現在、役場庁舎と併せて建設中（令和4年度完成予定）
	地区集会施設	災害時の第1避難所になる施設については、所要の防災機能の強化を図るとともに、建物の耐用に合わせ、隣接の消防屯所等との集約化又は学校の空き教室の活用を図るなどして合理化を進めていく必要がある。また、施設の自治会への移管を検討するほか、利用度の低い施設は近隣の施設との相互活用等を検討していく。
スポーツ・レクリエーション施設	社会体育館	経年劣化部分の修繕と併せ、耐震補強を実施し、長寿命化と維持管理費の軽減化を進める。
	運動公園	多目的グラウンドの改修が行われ、施設機能も向上したところであり、スポーツ振興の拠点として日常的な点検・修繕を行うことで長寿命化を図っていく。
学校教育系施設	学 校	床スラブ各所の亀裂や雨漏り、外壁の剝離、仕上げ材の浮き等の劣化が進み、建物の長寿命化や安全性に支障をきたしている学校がある。そのため、適正規模を下回る学校については、関係者と協議の上、小中一貫教育等の施策を講じ教育効果の向上を目指す。また、優先度を判定の上、大規模改修を実施していく。大規模改修や更新の際には施設面積の削減を検討するほか、空き教室を集会施設として活用することも検討する。
	給食センター	日常的な点検・修繕の実施や必要な設備の充実を図り、給食の安全性を維持していく。また、施設の更新を要する際は、近接の学校施設の活用等を検討する。
公営住宅 その他	教員住宅	経年劣化が進んでいることから、教員数の動向等を勘案しながら修繕を行うことで適切な維持管理を行う。

X 集落の整備

1 集落の活性化

(1) 現況と課題

自治会組織は、地域住民が自主的に参加し、その創意と協力により住みよい地域を築くための組織であり、誰もが安全・安心で快適に暮らせる地域づくりを推進するための重要な基盤である。

町では、全行政区において自治会組織が結成され、地域住民の自主的な地域づくりが推進されているが、人口減少や高齢化のほか、核家族化や単身世帯の増加、価値観の多様化などにより、地域住民同士のつながりの希薄化が懸念されている。

このような中、防犯・防災、高齢者や子どもの見守りなど、地域が抱える課題も多様化しており、地域の課題を地域が解決できるよう、地域力を高めるとともに、自治会組織間での交流・連携した取組みが重要となっている。

また、自治会組織の拠点である地区センターや自治公民館の老朽化が進んでいることから、自治会の会員数や高齢化など、地域の実情を踏まえた施設整備が必要である。

(2) その対策

- ① 自治会組織の特色ある活動に対して様々な支援を行い、地域の活性化を図る。
- ② 自治会組織間の相互交流と連携、協力を促進し、相乗的な地域の活性化を図る。
- ③ 地域の実情を踏まえ、老朽化した地区センター及び自治公民館の整備に努める。
- ④ 人口減少や高齢化による組織機能の低下に対応するため、新たな自治組織のあり方を検討する。
- ⑤ 地域の資源・特性を再考し地域の活力へと結びつけていく活動に対し、様々な支援を行い新たな地域おこしを推進する。

【目 標】

項 目	単 位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
協創のまちづくり事業実施自治会数	自治会/年	7	30	
相互交流・連携実施自治会数	自治会/年	0	8	

2 協創のまちづくり

(1) 現況と課題

町では、人や地域、資源を活用し、山村の持つ力や魅力を最大限発揮できるよう、全ての町民が同じ方向を目指し、一体感を持って創り上げる「協創のまちづくり」を進めている。

「協創のまちづくり」を進めるためには、町は、町民が自らまちづくりに取り組む活動を支援し、町民によるまちづくりの充実を図るとともに、行政情報の共有を図る必要がある。一方、町民は、まちづくりの主役であり、町民自らが地域社会の一員としての自覚を持ち、自主的かつ主体的にまちづくりに参加・協力するよう努める必要がある。

町ではこれまで、自治会組織ごとに町と地域とをつなぐ役割を担う「地域担当職員」を配置してきたほか、町政懇談会や出前講座などの広聴制度により、積極的な情報提供と住民がまちづくりに参画できる機会を創出してきたところである。

今後も、多様化する住民ニーズを的確に対応したまちづくりを進めるため、より多くの住民が積極的にまちづくりに参画できる仕組みづくりを一層推進していくほか、住民や関係団体、民間企業等がまちづくりへの参加意識や協創意識の醸成に努める必要がある。

(2) その対策

- ① 住民のまちづくりへの参加意識や協創意識の醸成に努める。
- ② 各種審議会・委員会への公募枠を設けるなど、施策・計画の企画・立案の段階から住民が様々な形で参画できる機会の拡充に努める。
- ③ まちづくりに関する意見交換等の機会を設け、住民参画を促すとともに、将来のまちづくりを担う人材育成に努める。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
まちづくり補助金活用コミュニティ組織数	団体/年	1	4	

3 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

「事業内容」欄の記載事項：①具体的な事業内容、②事業の必要性、③見込まれる事業効果

持続的発展施策区分		事業内容	事業主体	備考
事業名（施設名）				
9 集落の整備				
(1)	過疎地域集落再編整備	地区センター等整備事業 ①老朽化委した地区センター及び自治公民館等の整備。	町	
(2)	過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	協創のまちづくり推進事業 ①自治会活動交付金、協創のまちづくり補助金等の交付。 ②自治会の活性化を図るため、自治会組織の特色ある活動や自治会組織等の相互交流に対する支援を行う必要がある。 ③自治会活動への支援により、自治会等の自主的な活動と自治会間の相互交流等による相乗的な地域の活性化に資する。	町	

4 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、「葛巻町公共施設等総合管理計画」に適合するものである。

なお、葛巻町公共施設等総合管理計画が見直しされた際は、本計画を見直しするものとする。

葛巻町公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（概要）

施設類型	施設名	対 応 方 針
町民文化系施設	地区集会施設	災害時の第１避難所になる施設については、所要の防災機能の強化を図るとともに、建物の耐用に合わせ、隣接の消防屯所等との集約化又は学校の空き教室の活用を図るなどして合理化を進めていく必要がある。また、施設の自治会への移管を検討するほか、利用度の低い施設は近隣の施設との相互活用等を検討していく。

XI 地域文化の振興等

1 地域文化の振興

(1) 現況と課題

町では、生涯学習フェスティバルや地区文化祭、郷土芸能発表会など、町民が郷土芸能に触れる機会を創出しているほか、県立葛巻高等学校では、郷土芸能部を創部し、伝統芸能の伝承に努めている。

一方、歴史的文化財を保管・展示している郷土資料館の維持・管理と郷土芸能の担い手確保が課題となっていることから、町内に残る歴史的文化財や伝統芸能を次の世代に確実に引き継ぐため、民俗資料等の適切な保存・管理に努めるとともに、郷土芸能の担い手の発掘と育成支援に努める必要がある。

(2) その対策

- ① 生涯学習フェスティバルや郷土芸能発表会など、町民が郷土芸能に触れる機会を創出する。
- ② 民俗資料等の適切な保存・管理に努めるとともに、郷土芸能の担い手の発掘と育成支援に努める。

【目 標】

項 目	単 位	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)	備 考
文化活動支援事業活用件数	件/年	0	15	

XII 再生可能エネルギーの利用促進

1 再生可能エネルギーの推進

(1) 現況と課題

町では、平成10年度の「新エネルギービジョン」策定から現在に至るまで、地域の資源を活用しながら、風力発電施設や太陽光発電設備、畜ふん及び木質バイオマス等、再生可能エネルギー施策を積極的に推進してきたところであり、令和2年のグリーンパワーくずまき第2風力発電所の完成により、町全体の電力自給率は160%から360%まで大きく増加したところである。

また、災害時等に最低限の電力供給を行うため、防災計画で避難所に指定されている地区センターや小中学校、第三セクター等に太陽光発電設備と蓄電池を設置し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、横浜市と再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定を締結し、脱炭素社会の実現を目指しているところである。

これまでの取組みは、町民にとって山村の小さな町でも地球規模の課題である環境問題に貢献でき、誇りとなっているとともに、町のイメージアップ、さらに町外からの交流人口の増加による大きな経済効果を生み出すことにつながっていることから、さらに再生可能エネルギー施策を推進していく必要がある。

また、町には多くのバイオマス資源があることから、それらを活用した既存発電設備の活用方法の検討、新たな発電設備の導入のほか、発電事業者との協力による安価なエネルギーの供給を検討するとともに、各家庭における再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、町民が再生可能エネルギーを日常生活においても体感し、メリットを実感できる資源循環型エネルギーシステムの構築を推進していくことで、「エネルギーの地産地消」を目指していく必要がある。

(2) その対策

- ① 一般住宅、事業所等へ再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を推進するとともに、自治体PPS（地域新電力）の検討やゼロカーボンの普及啓発に努める。
- ② 畜ふんバイオガス発電設備を増設するとともに、熱利用施設の整備を検討する。
- ③ 学校等での環境学習を実施するとともに、くずまきテレビ等を活用し省エネルギー活動の普及啓発に取り組む。

【目 標】

項 目	単位	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和7年度)	備 考
エコ・エネ補助金交付件数（新エネ設備）【累計】	件	194	214	
エコ・エネ補助金交付件数（省エネ設備）【累計】	件	242	292	

2 計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

「事業内容」欄の記載事項：①具体的な事業内容、②事業の必要性、③見込まれる事業効果

持続的発展施策区分		事業内容	事業主体	備考
	事業名（施設名）			
11 再生可能エネルギーの利用の推進				
(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
再生可能エネルギー利用		エコ・エネ総合対策事業 ①各家庭や事業所等への再エネ・省エネ設備の導入補助のほか、自治体PPS（地域新電力）の検討、ゼロカーボンの普及啓発に係る費用。 ②再生可能エネルギー等の推進を図るため、町内の再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入支援やゼロカーボンに向けた対策を強化する必要がある。 ③再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備に対する導入支援やゼロカーボンに向けた取組を強化することにより、再生可能エネルギー等の推進に資する。	町	
		耕畜連携・資源循環総合対策事業 ①バイオガス発電設備の運転、管理委託に要する経費。 ②循環型の酪農経営と再生可能エネルギーの推進を図るため、引き続き既存のバイオガス発電設備を運転する必要がある。 ③既存のバイオガス発電設備を運転することにより、循環型の酪農経営に資するとともに、再生可能エネルギーの推進に資する。	町	

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展計画特別事業分

「事業内容」欄の記載事項：①具体的な事業内容、②事業の必要性、③見込まれる事業効果

持続的発展施策区分		事業内容	事業主体	備考
事業名（施設名）				
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
移住定住	移住対策推進事業 ①専任の移住コーディネーターの配置のほか、Ｕターン希望者との繋がりがつくりと相談機会の拡充、移住希望者向けツアー、短期間における居住体験の提供等。 ②人口減少を緩やかにするため、移住希望者に対する支援を強化する必要がある。 ③コーディネーターの配置や移住相談機会の拡充等により、移住・定住対策の促進に資する。 定住対策推進事業 ①定住奨励金や新婚ライフサポート金、若者定住家賃助成金などの交付のほか、住宅取得補助。 ②人口減少を緩やかにするため、町外からの子育てファミリーの呼び込みや、若者の定住を促進する必要がある。 ③各種奨励金、助成金の交付、住宅取得支援により、子育てファミリー層の移住促進と、若者の定住促進に資する。	町		
人材育成	特定地域づくり事業 ①人材派遣事業を行う「特定地域づくり事業協同組合」を支援。 ②多様な人材や担い手の確保するため、新たな雇用の場を創出する必要がある。 ③特定地域づくり事業を推進することにより、多様な人材の確保と地域の活性化に資する。	協同組合		
その他	関係人口創出事業 ①関係人口創出の機運醸成、受入基盤づくりのほか、大学生などによる地域づくりプログラムの実施。 ②多様な形でまちづくりへ関わる、関係人口を増加する必要がある。 ③関係人口創出コーディネーターの配置や、大学生などによる地域づくりプログラムの実施により、関係人口の増加に資する。	町		
2 産業の振興				
第１次産業	機構集積協力金事業 ①農地の集積に対する協力金を交付。 ②農業の振興を図るため、農業の担い手の確保と育成を図るとともに、遊休農地の解消に努める必要がある。 ③集積協力金の交付により、農地の集積による農業の担い手の確保・育成と遊休農地の解消に資する。 畜産振興総合対策推進指導事業 ①乳用牛群検定普及定着化事業、家畜導入事業に対する助成。 ②酪農の振興を図るため、生産性の高い酪農経営の確立を目指す必要がある。 ③乳用牛群の検定により生乳生産量の安定的な確保を図るとともに、家畜導入による酪農経営の規模拡大と生産性の向上に資する。 育成牛預託助成事業 ①葛巻町畜産開発公社預託料に対する一部助成。 ②酪農の振興を図るため、生産性の高い酪農経営の確立を目指す必要がある。 ③酪農経営の機能分担により、生産性の高い酪農経営に資する。 ヘルパー制度育成強化事業 ①酪農ヘルパー利用組合運営費の一部助成。 ②酪農の振興を図るため、ゆとりある酪農経営の確立を目指す必要がある。 ③酪農ヘルパーの利用を促進することにより、ゆとりある酪農経営に資する。 輸入受精卵移植活用促進事業 ①海外輸入受精卵の購入経費に対する助成 ②酪農の振興を図るため、生産性の高い酪農経営の確立を目指す必要がある。 ③良質な乳用牛を育成することにより、生産性の高い酪農経営に資する。 町産材利用促進事業 ①町産材を使用して建物を新築または増改築する経費の一部を助成。 ②林業の振興を図るため、町産材の利用促進を図る必要がある。 ③町産材を使用した建築物に助成することにより、町産材の利用を促進するとともに、森林への理解醸成に資する。 森林（もり）交流事業 ①森林との交流機会の拡大を図る事業に要する経費の一部を助成。 ②森林が持つ多面的な機能を理解し、持続可能な森林の構築と適切な森林整備に努める必要がある。 ③森林とふれあう機会を創出することにより、森林に対する理解を醸成し、持続可能な森林の構築に資する。 山ぶどう魅力発信事業 ①山ぶどう振興とくずまきワインの更なるＰＲ。 ②町の特産品である「くずまきワイン」の原料となる山ぶどうの振興を図るため、山ぶどうの消費拡大と農家の所得向上を目指す必要がある。 ③山ぶどうの魅力を広く発信することにより、特産品である「くずまきワイン」の消費拡大と農家の所得向上に資する。	農地所有者 J A 農家 任意組合 町 町 産業振興協議会 町		

商工業・6次産業化	中心市街地活性化支援事業 ①中心市街地の賑わい創出に係る事業に対する助成。 ②商業の振興を図るため、地元商店の経営の安定化と町内の購買力向上を目指す必要がある。 ③各種イベントの開催のほか、各商店への誘客を図る魅力づくり、「歩きまわりたくなるまちなか」を創出することにより、商業者の所得向上と地元購買力の向上に資する。	商工団体	
	商工業者支援事業 ①商店の設備導入及び店舗改装等の支援のほか、快適な住まいづくり支援事業（住宅リフォームをした町民に対して「くずまき商品券」を交付）の実施や商工業者の継業支援。 ②商業の振興を図るため、町内の購買力向上や事業継承を支援する必要がある。 ③商工業者に対する支援を行うことにより、商工業者の経済的負担を軽減するとともに、町内の購買力向上に資する。	町	
	くずまき型DMO事業【観光】 ①観光商品開発と地域の特産物によるお土産品開発を推進。 ②観光振興を図るため、地域資源を活かし観光商品を開発する必要がある。 ③地域資源を活かし観光商品を開発することにより、交流人口の拡大に資する。	町 観光事業者 町民	
	グリーンテージ長寿命化修繕事業 ①老朽化が著しい客室トイレ等を改修し、利用者の快適性向上を図る必要がある。	町	
その他	雇用促進補助事業 ①町内事業者が従業員を新規雇用した場合に対する助成。 ②商工業の振興を図るため、後継者の育成・確保や技術の伝承、継業支援を行う必要がある。 ③新規雇用に対する補助により、後継者の育成・確保及び継業支援に資する。	町	
	資格取得助成事業 ①町民の就職機会拡大や職務能力向上につながる各種資格取得を支援。 ②雇用の促進を図るため、町民の職務能力向上につながる各種資格取得を支援する必要がある。 ③各種資格取得を支援することにより、新規雇用の創出に資する。	町	
	特定地域づくり事業【再掲】 ①人材派遣事業を行う「特定地域づくり事業協同組合」を支援。 ②多様な人材や担い手の確保するため、新たな雇用の場を創出する必要がある。 ③特定地域づくり事業を推進することにより、多様な人材の確保と地域の活性化に資する。	協同組合	

3 地域における情報化				
	その他	くずまきテレビ施設管理事業 ①・自主放送「くずまきテレビ」の維持管理及び番組制作の委託。 ②行政情報や災害情報等について、効率的かつ効果的で即時性のある情報伝達を行う必要がある。 ③自主放送「くずまきテレビ」の維持管理及び番組制作支援を行うことにより、効率的かつ効果的で即時性のある情報伝達に資する。	町	

4 交通施設の整備、交通手段の確保				
公共交通	広域生活バス路線運行維持対策事業 ①広域生活バス路線の維持に対する補助金の交付。 ②通勤や通学、買い物等の住民生活の足となる生活バス路線を維持する必要がある。 ③バス事業者が運行する広域生活バス路線に対して補助金を交付することにより、生活バス路線の現状水準を維持し、持続可能な地域公共交通の確保に資する。	町		
	バス路線運行拡大支援対策事業 ①生活バス路線の増便及び利用者補助金（100円バス）の交付。 ②通勤、通学、買い物などの住民生活の足となる生活バス路線を維持するとともに、生活バス路線の利用促進を図る必要がある。 ③生活バス路線の増便及びバス利用者への補助金の交付（100円バス）により、生活バス路線の現状水準を維持するとともに、生活バス路線利用者の利便性が向上し、持続可能な地域公共交通の確保に資する。	町		
	高齢者等外出支援事業 ①75歳以上の高齢者及び重度の障がい者等に対するタクシー利用助成。 ②生活バス路線の利用が困難な高齢者等に対して、通院や買い物等ができる外出支援が必要である。 ③高齢者等に対してタクシー利用助成をすることにより、通院や買い物などの外出が可能になり、生活支援体制の強化に資する。	町		

5 生活環境の整備				
	生活	水洗化普及支援事業 ①水洗化工事に係る経費の一部を助成。 ②快適で安全な生活環境の維持と生活排水による環境負荷の軽減を図る必要がある。 ③水洗化工事に係る経費の一部を補助することにより、快適な生活環境の維持と生活排水による生活排水による環境負荷の軽減に資する。	町	

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進			
児童福祉	マタニティライフサポート事業（母子保健事業） ①出産前に必要な用品購入や妊婦健診時の移動・宿泊に係る費用を助成。 ②出産を希望する人を支援するため、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努める必要がある。 ③出産前に必要な経費の一部を助成することにより、出産に係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを産める環境づくりに資する。	町	
	出産祝金支給事業 ①出産に対する祝い金の支給。 ②妊娠・出産から子育てを支援するため、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努める必要がある。 ③出産祝金を支給することにより、子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを産める環境づくりに資する。	町	
	在宅子育て応援事業 ①保育施設等を利用していない乳幼児を在宅で育児している世帯に対する支援金。 ②育児により無給になるなど、様々な事由により乳幼児の養育支援が必要となる世帯に対し、生活の安定と乳幼児の健全な育成が図られるよう、家庭養育支援の充実を図る必要がある。 ③在宅子育て支援金を支給することにより、子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境づくりに資する。	町	
高齢者・障害者福祉	高齢者見守り支援事業 ①くずまきホットライン運営事業に対する補助。 ②高齢者福祉の向上のため、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯の見守りの強化を図る必要がある。 ③テレビを活用して高齢者の安否確認や行動履歴の確認ができる「くずまきホットライン」を有効活用することにより、高齢者の見守り支援に資する。	町	
	配食サービス事業 ①高齢者等に対する食事の提供サービスの委託。 ②高齢者等の福祉の向上のため、栄養バランスの摂れた食事の提供と定期的な見守り支援を行う必要がある。 ③定期的に配食サービスを行うことにより、高齢者等の健康管理と見守りに資する。	社会福祉協議会	
	障がい者等通院交通費助成事業 ①障がい者等が町外医療機関への通院に係る交通費の一部助成。 ②障がい者福祉の向上のため、町外の医療機関に通院しやすい環境を整備する必要がある。 ③通院に係る費用を助成することにより、経済的負担の軽減に資する。	町	
健康づくり	感染症予防事業 ①インフルエンザやロタウイルスなど、子どもの任意の予防接種に要する費用に対する助成。 ②子育て環境の確保のため、安心して子どもを育てられる環境づくりと健康づくりに努める必要がある。 ③任意の予防接種に要する費用を助成することにより、子育て世帯の経済的負担が軽減され、子育て環境の確保と子どもの健康づくりに資する。	町	
	ニコちゃん健康ポイント事業 ①各種健診や健康づくりに関する事業の参加者に対して、くずまき商業協同組合が発行するポイントカードに、健康ポイントを付与する。 ②町民の健康づくりの推進のため、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりに取組みやすい環境を整備する必要がある。 ③各種健診や健康づくりの取組みに対してポイントを付与することにより、町民が健康に関心を持ち、健康を支える環境づくりに資する。	町	
その他	ぬくもり助成事業 ①町民税が非課税の高齢者世帯等に対してくずまき商品券の交付する。 ②福祉の向上ため、高齢者及び障がい者、ひとり親世帯等の生活困窮者に対する福祉サービスの提供が必要である。 ③生活困窮者に対して商品券を交付することにより、誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりに資する。	町	
7 医療の確保			
自治体病院	医師等確保対策事業 ①自治医大等への医師配置養成、派遣医師確保に要する費用。 ②地域医療の確保のため、町立病院の医師確保に努める必要がある。 ③町立病院の医師確保に努めることにより、誰もが安心して医療を受けられる体制づくりに資する。	町	
その他	子ども医療費助成事業 ①子どもの医療費の全額を助成。 ②子育て環境の充実を図るため、妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境を整備する必要がある。 ③子どもの医療費を無料化することにより、子育て世帯の経済的負担が軽減され、子育て環境の充実に資する。	町	

8 教育の振興			
義務教育	学び輝く“ひと”づくり支援事業 ①子どもたちの“学び”に必要な経費に対する支援。 ②子育てしやすい環境を整備するため、児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図る必要がある。 ③子どもたちの“学び”に必要な学用品等の経費に対して支援することにより、保護者の経済的負担が軽減され、子育て環境の充実に資する。	町	
高等学校	高等学校教育振興事業 ①魅力ある学校づくりや通学に対する補助金の交付。 ②県立葛巻高等学校の魅力を創出するため、特色ある学校づくりに対する支援や通学に対する支援を充実する必要がある。 ③葛巻高等学校教育振興協議会に対して補助金を交付することにより、県立葛巻高等学校における教育の充実に図られるとともに、魅力ある学校づくりと町内唯一の高等学校の存続に資する。	町	
	くずまき山村留学制度推進事業 ①山村留學生の受入れや寄宿舎運営体制の充実に要する費用。 ②全国から山村留學生を受入れるため、受入体制の充実に図る必要がある。 ③全国から山村留學生を受入れることにより、町内唯一の高等学校の存続と県立葛巻高等学校の魅力化、将来の関係人口の創出に資する。	町	
	地域みらい留学事業 ①首都圏の高校2年生を1年間留學生として受け入れるための費用。 ②地域みらい留學生を受入れるため、受入体制の充実に図る必要がある。 ③地域みらい留學生を受入れることにより、県立葛巻高等学校の魅力化と将来の関係人口の創出に資する。	町	
	葛巻町学習塾運営事業 ①学習塾の管理運営業務委託に要する費用。 ②県立葛巻高等学校の教育環境の充実に図るため、継続して学習塾を運営する必要がある。 ③葛巻町学習塾を運営することにより、生徒の進路達成に向けた学力向上が図られ、教育環境の充実と人材育成に資する。	町	
	スポーツツーリズム奨励事業 ①町のスポーツ施設を利用した大会の主催者や合宿利用者への支援。 ②スポーツを通じた交流人口の拡大を図るため、町外から各種スポーツ合宿やスポーツ大会を誘致する必要がある。 ③スポーツ合宿やスポーツ大会を誘致することにより、交流人口の拡大による地域経済の活性化が図られる。	町	
9 集落の整備			
集落整備	協創のまちづくり推進事業 ①自治会活動交付金、協創のまちづくり補助金等の交付。 ②自治会の活性化を図るため、自治会組織の特色ある活動や自治会組織等の相互交流に対する支援を行う必要がある。 ③自治会活動への支援により、自治会等の自主的な活動と自治会間の相互交流等による相乗的な地域の活性化に資する。	町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進			
再生可能エネルギー利用	エコ・エネ総合対策事業 ①各家庭や事業所等への再エネ・省エネ設備の導入補助のほか、自治体PPS（地域新電力）の検討、ゼロカーボンの普及啓発に係る費用。 ②再生可能エネルギー等の推進を図るため、町内の再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入支援やゼロカーボンに向けた対策を強化する必要がある。 ③再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備に対する導入支援やゼロカーボンに向けた取組を強化することにより、再生可能エネルギー等の推進に資する。	町	
	耕畜連携・資源循環総合対策事業 ①バイオガス発電設備の運転、管理委託に要する経費。 ②循環型の酪農経営と再生可能エネルギーの推進を図るため、引き続き既存のバイオガス発電設備を運転する必要がある。 ③既存のバイオガス発電設備を運転することにより、循環型の酪農経営に資するとともに、再生可能エネルギーの推進に資する。	町	